

「分野別質保証のための参照基準について」

広田照幸（日本大学）

(1) はじめに

○審議に至る経緯と課題

大学のマス化・多様化、国際的な質保証の動き
社会へ見える形での質保証、という課題

○審議の過程

大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会
質保証枠組み検討分科会
教養教育・共通教育検討分科会
大学と職業との接続検討分科会

英国調査をふまへ

(2) 分野別質保証の枠組みについて

1) 概要

○大きな方向性

○大学の自己改善サイクル

2) なぜこういう枠組みに至ったのか？

○いくつかの条件を満たす必要

○他の方法の部分性と限界

(3) 参照基準の具体的なポイント

○学ぶことの意義

アウトカムの像を明確にして、そこに向けたカリキュラムの体系性を
二重の「本質」——学問の論理と学習者の論理

○応用が自在にできるような抽象性の確保

科目レベルには踏み込まない

多様な大学・分野の事情、学問の流動性への対応

* 中間段階で詳細を定めてしまうような使い方は望ましくない

○分野の選定と複合的・学際的領域への対応

いろいろなものを組み合わせて

(4) 全体の有機的関連

○教養分科会報告書との関連

カリキュラムの多様性・複合性

○大学と職業分科会報告書との関連

大学が行える努力には限界がある——システムの組み直しを
直接の有用性と汎用性

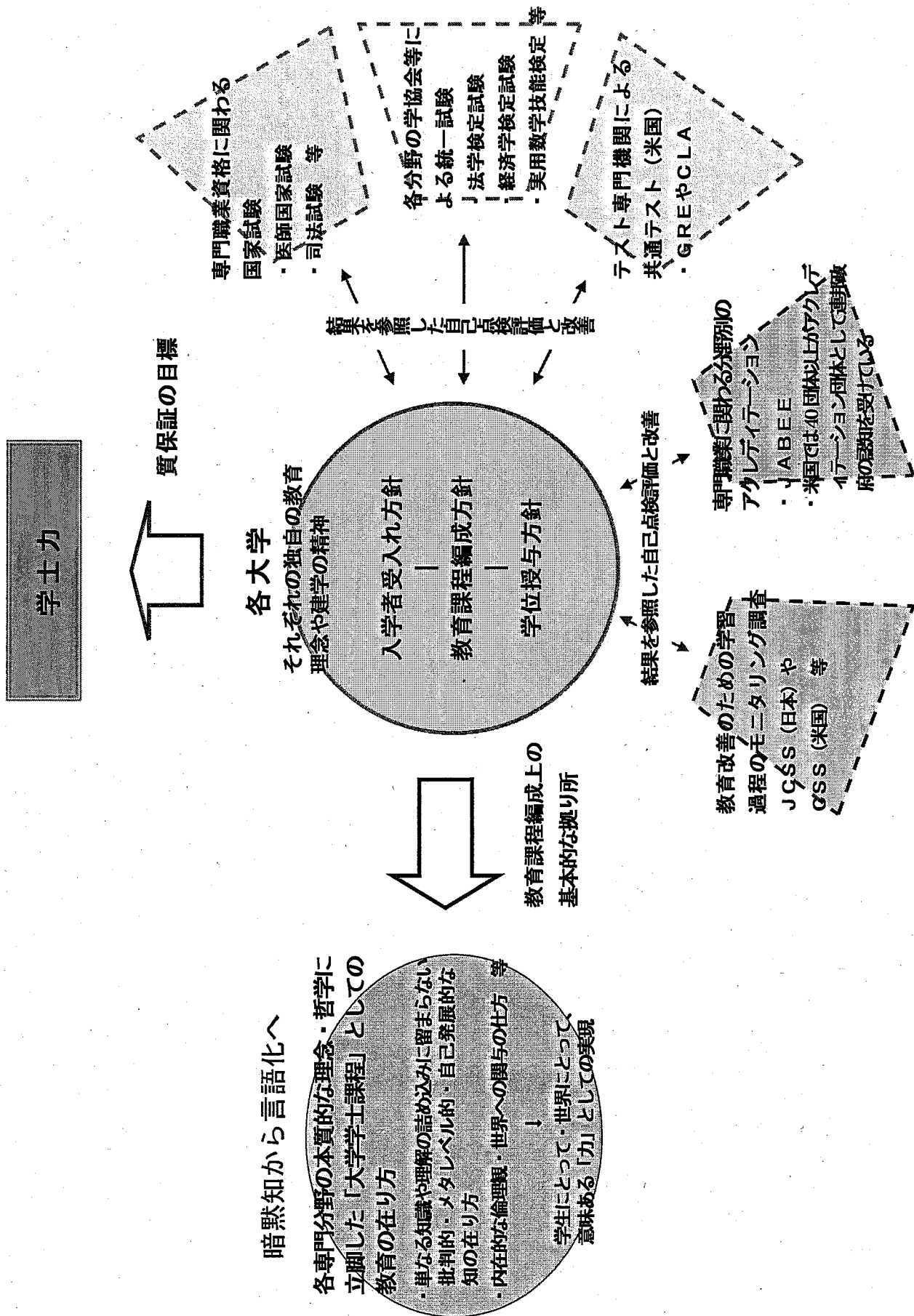
(5) おわりに

○各大学の自主的努力による質保証

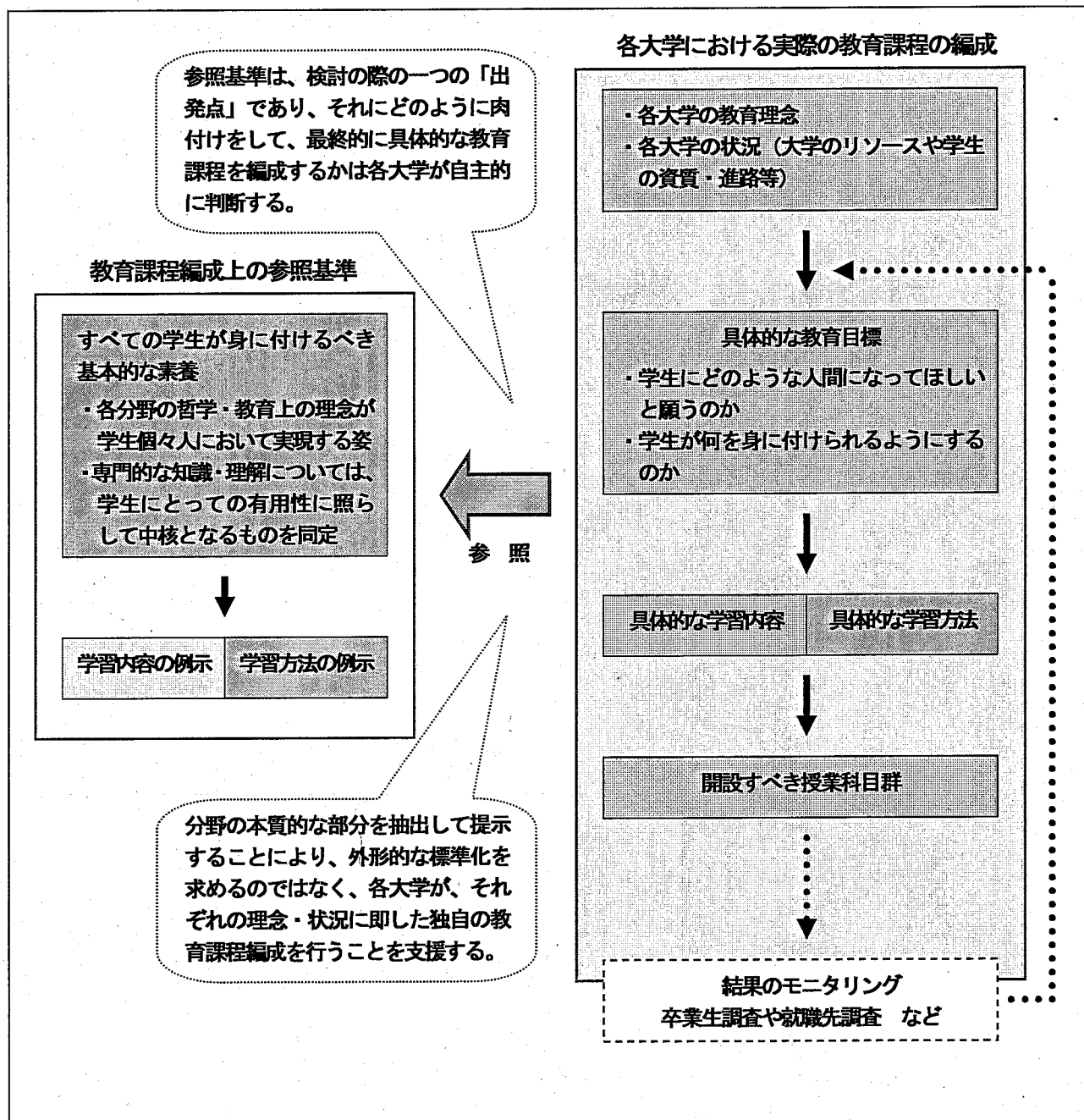
○大学団体、評価機関との関係

→行政によるコントロールではなく、大学側が認識を共有した枠組みのもとで、自主的
な質保証を

分野別の質保証の枠組みに関する概念図



「教育課程編成上の参照基準」と各大学における実際の教育課程の編成の関係



※ 重要なことは、学術会議が策定した参照基準をなぞることではなくて、各大学での教育課程編成において、上記のようなプロセスが実効的に機能していることである。

大学教育（学部教育）の分野別質保証の在り方について

－ 現在までの審議結果の概要 －

1. 分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準の策定

- ・分野別質保証の枠組みとして、日本の大学の学士の学位が意味すべきものを明らかにすべく、各分野の「教育課程編成上の参照基準」を策定することが適当である。
- ・これは、文部科学省中央教育審議会の「学士課程あるいは各分野の教育における最低限の共通性があるべきではないか」という課題は必ずしも重視されなかった。」との問題提起を受け止めるものである。（平成 20 年 12 月 答申「学士課程教育の構築に向けて」）

2. 各大学の自主性・自律性の尊重

- ・「教育課程編成上の参照基準」という形態を選択する理由は、「コア・カリキュラム」のように各大学の教育課程の外形的な標準化を求めるのではなく、学生にとって意味あるものが身に付くよう、むしろ各大学が自主的・自律的に判断し、それぞれの理念・状況に即して独自の教育課程編成を行うことを支援すべきと考えるからである。
- ・参照基準で規定する内容は厳選し、かつ、普遍性を備えた一定の幅のある概念として記述することとし、各大学が、当該分野の基本と今日的な動向とを適切に踏まえつつ、それぞれの教育課程の中で柔軟に展開できるようにすることが重要である。

3. 各分野の教育を通して培うものの同定

- ・参照基準の具体的な内容として、各分野に固有の「世界の認識の仕方」並びに「世界への関与の仕方」に関する哲学を敷衍し、そのことが個々人において実現される姿を念頭に、学士課程で当該分野を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき「基本的な素養」を同定する。
- ・その際、「基本的な素養」は、単なる学問上の知識や理解ということに留まるのではなく、人が生きていく上で重要な意味を持つものを、学びを通して身に付けていくという観点に立って同定すべきである。分野に関する専門的な知識や理解については、中核となるものに絞って、それらが実際の市民生活や職業生活で如何なる意味を持つかという観点も踏まえて記述すべきである。
- ・なお、多様な学際的・複合的な教育課程については、既に一つの確立した分野として認知されているような場合を除き、それらの一つ一つを分野として選定はせず、当該課程を構成する元来の分野の参照基準を柔軟に活用してもらうことを想定する。

4. すべての関係者の利用に供する公共的な基盤としての役割

- ・参照基準は、各大学による教育課程編成に資することを基本的な目的とする。
- ・また、学協会、大学団体、認証評価機関、国、そして学生や企業、さらには海外も含めたすべての関係者が利用する公共的な基盤としての役割を果たすことを念願する。
- ・特に国や認証評価機関に対しては、参照基準が、各大学の自主性・自律性を可能な限り尊重することを企図するものであることについて、十分留意することを要請する。

大学教育の分野別質保証の在り方について
(仮題)

第一部 分野別の質保証の枠組みについて
(案)

1. 分野別の質保証について

(1) 学士課程答申の問題認識と「学士力」の意義

学士課程答申は、「日本の学士が、いかなる能力を証明するものであるのかという国内外からの問いに対し、現在の我が国の大学は明確な答を示し得ず、国も、これまで必ずしも積極的にかかわろうとしてこなかった。」と述べた後、「これまで大学設置の規制を緩和したり、機能別の分化を促進したりすることで、個々の大学の個性化・特色化を積極的に進めてきた結果、大学全体の多様化は大いに進んだ。しかしながら、学士課程あるいは各分野の教育における最低限の共通性があるべきではないかという課題は必ずしも重視されなかった。」という問題認識を表明している。

そして同答申は、「国として、学士課程で育成する21世紀型市民の内容（日本の大学が授与する学士が保証する能力の内容）に関する参考指針を示すことにより、各大学における学位授与の方針等の策定や分野別の質保証枠組みづくりを促進・支援する。」として、「各専攻分野を通じて培う学士力～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～」を掲げた。

同答申が提示した「学士力」の具体的内容は、「1. 知識・理解」、「2. 汎用的技能」、「3. 態度・志向性」、「4. 統合的な学習経験と創造的思考力」の4つの柱から構成されている。これは、「学士課程において、一体学生は何を身に付けることが期待されるのか」という問いに対して、あくまで参考指針としてではあるが、直接的に一つの答えを与えるものであり、従来、大学教育の内容について、「国も、これまで必ずしも積極的にかかわろうとしてこなかった」という状況から、大きく一步を踏み込んだものであると言えよう。

国が大学における教育・研究の自由を最大限尊重すべきことは、もとより言を待たない。これは、教育・研究の自由が創造的な学術の営みにとって本質的であり、その創造的な学術の営みは、教員の見識と良心、並びに、それに対する学生の真摯な応答に任されることが最も効果的であるからである。しかし、学士課程答申が指摘する、現在の日本の大学教育を取り巻く諸状況に鑑みれば、教育内容の質の保証を、専任教員の「暗黙知」にのみ委ねておくことは最早困難になっているということも、また認めざるを得ないであろう。分野に関わらず、日本の大学が授与する「学士」の学位が、一定の能力を保証すべきとの観点から、同答申が「学士力」を提示したことは、現時点において相応の意義があると考えられる。

(2) なぜ分野別の質保証なのか

「学士力」は、「各専攻分野を通じて培う」ものであるとされている。しかし、日本の学士課程の殆どが、特定の専門分野の教育を行うことを標榜する学部・学科として開設されていることに鑑みると、「学士力」だけでは、実際の教育課程への対応性という点で、大きな制約があると言わざるを得ない。

学士課程答申において、「学士課程あるいは各分野の教育における最低限の共通性があるべきではないかという課題は必ずしも重視されなかった。」（下線は本報告書において付したものの。）と述べられていることは既に引用した通りである。「学士力」も、基本的には何らかの専門分野の教育（及び教養教育／共通教育）を通じて培われるものである。同時にまた、専門分野の教育も、単に個々の専門分野の中に閉じた狭い論理において完結すべきものではなく、「学士力」が

示すような、学士の学位を有するすべての者に共有さるべき、普遍的な意味を持つものの涵養につながるものでなければならない。

この意味において、「各専攻分野を通じて培う学士力」は、言わば横軸に相当するものであり、縦軸に相当するものとして、まさに分野別の質保証枠組みの構築ということが課題となると言えよう。両者が相まって、日本の学士課程教育に一定の拠り所となるものを提供することが、今必要とされていると考える。

(3) 日本学術会議が果たすべき役割

本報告書の冒頭記したように、分野別の質保証に関しては、さらに文科省・中教審が自ら参考指針のようなものを策定するのではなく、日本学術会議に対して審議を依頼することとされた。このことは、大学教育の内容に対する国の関与という観点から、適切な対応であったと考えるが、学士課程答申では、学術会議に対する期待が以下のように述べられている。

「・・このような大学団体等の役割に期待しつつ、その取組みを促進し、かつ共通理解に立った対応がなされるよう、本年5月、文部科学省において、日本学術会議に対し、大学教育の分野別質保証の在り方について審議依頼を行っている。これにより、今後、各分野の学位水準の向上など質保証の枠組みづくりに向けた取組みが積極的に進むことを求めたい。その審議に当たっては、大学の個性化・特色化に伴う教育の多様性の確保に配慮するとともに、学位に付記する専攻名称の在り方なども含めて、分野の捉え方にも検討が加えられることを期待したい。」(下線は本報告書において付したものの。)

大学教育の質保証に関しては、国の大学設置基準から各種学協会の取組みまで、多様なアプローチが存在している。昨年9月に文科大臣から中教審に対して行われた新たな諮問「中長期的な大学教育の在り方について」においても、その諮問理由説明の中で、「多様なニーズに対応する大学教育を実現するための質保証システムの在り方」が具体的な審議事項として挙げられており、このことについて、現在、同審議会で活発な審議が行われているところである。

しかし、今まで述べた経緯に鑑みれば、分野別質保証の枠組みづくりの核となる課題は、「学士課程において、一体学生は何を身に付けることが期待されるのか」という問いに対して、専門分野の教育という側面から、一定の答えを与えることであると考え。上記の学士課程答申の引用においても、「学位水準の向上など質保証の枠組みづくりに向けた取組みが積極的に進むことを求めたい。」としているが、大学教育の質保証を考える上で、最も重要なことの一つは、提供される教育課程が、「学士」の知識・能力獲得に必要な、適切な体系性と構造を備えているかということである。その際、個々の教育課程の体系性と構造とが妥当なものとして成立し得るためには、先ず、「学士課程において、一体学生は何を身に付けることが期待されるのか」という問いに対する答えが、何らかの形で各大学に共有されていなければならないであろう。

この問いに答えを与えることは、各大学が、それぞれの教育課程を編成する際の一つの出発点となるものとして、「教育課程編成上の参照基準」を提供する試みであると言えよう。その際、分野横断的な「学士力」がそのための横軸となるのであれば、縦軸となる各分野の考え方をまとめることは、人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂している日本学術会議であればこそ果たし得る役割であると考え。

2. 参考となる事例や考慮すべき諸問題

(1) 英国の「分野別参照基準」

分野別の質保証の枠組みづくりの中心課題を、「学士課程において、一体学生は何を身に付けることが期待されるのか」という問いに対して、専門分野の教育という側面から、一定の答えを与え、教育課程編成上の参照基準とすることであると同定した。

このことに関して、制度的な整備が最も進んでいる国が英国である。同国の「高等教育質保証機構」(The Quality Assurance Agency for Higher Education。以下「QAA」と言う。)は、2009年の時点で、学士課程レベル 57 の専門分野において、「分野別参照基準」(Subject Benchmark Statement)を定めているが、以下に、その概要を紹介したい。¹²

① 分野別参照基準の趣旨と内容

高等教育質保証機構は、分野別参照基準について、以下のように紹介している。

「分野別参照基準は、専門分野の範囲の中で、学位の基準に対する期待 (expectations about standards of degrees) を設定するものである。これらは、何が専門分野に一貫性と同一性を与えるのかを述べると共に、学位取得者に期待されるもの (what can be expected of a graduate) を、専門分野において理解や有能さ成長させるために必要な個別的能力とスキルとして同定するものである (define what can be expected of a graduate in terms of the abilities and skills needed to develop understanding or competence in the subject) 。」

(出典：QAA の HP <http://www.qaa.ac.uk/academicinfrastructure/benchmark/default.asp>)

分野別参照基準の具体的な内容は、分野によって多少の違いはあるが、概ね以下のような構成となっている。

○分野の定義 (Nature and extent of the subject)

○身に付けるべき知識・能力・スキル

・専門分野に関するもの

・一般的なもの (Generic skills または transferable skills など)

○教育・学習・評価の方法 (Teaching, learning and assessment)

○学位の参照基準 (Benchmark standards) *

・最低基準 (Threshold standard または Threshold level など)

・典型基準 (Typical standard または Typical level など)

¹ 高等教育質保証機構

大学側の利益を代表する全英大学協会と、高等教育財政を所管する政府系の機関の両者が出資して、1997年に設立された機関。大学評価やアカデミックインフラストラクチャーの策定(■頁脚注参照)など、英国での高等教育の質保証全般に関する事業を行っている。

² "Benchmark standards"に関して、"benchmark"と"standard"の何れについても、日本語では「基準」という言葉に訳すことが可能であるが、前者は「比較のための基準」という意味合いを有する一方、後者は「標準としての基準」という意味合いを有していることから、本報告書では「参照基準」と訳することと

した。

② 分野別参照基準の活用

分野別参照基準の具体的な役割について、QAA の HP において、以下のように述べられている。

「分野別参照基準は、専門分野についてのナショナルカリキュラムを示すものではなく、むしろ、専門分野のアカデミックな共同体によって構築された包括的で概念的な枠組みであり、その中で、教育プログラムのデザインにおける柔軟性とイノベーションとを許容するものである。

分野別参照基準は、教育プログラムのデザインや、実施、並びに評価に関与する人々の役に立ててもらうことを意図している。また、大学で学ぼうとする人々や、卒業生を雇用しようとする人々が、専門分野の学位が表象する性質と基準について知りたいと思ったときに、役に立つであろう。（They may also be of interest to prospective students and employers, seeking information about the nature and standards of awards in a subject area.）」

上記を基本的な役割としながら、分野別参照基準は、QAA が定める「アカデミックインフラストラクチャー」の一つを構成するものとして、同機構が全国の大学を対象として実施する機関評価（institutional audit）の際に、参照指標（reference point）として活用されることがとされている。このことについて、QAA による機関評価の手引き（Handbook for institutional audit）において、以下の通り記されている。⁴

「評価チームは、教育プログラムの開設及び評価（review）、並びに学位の授与（awards）に関して、QAA が、分野別参照基準を、個々の教育プログラムや学位の授与に対して、根本的な定義を与える規制的な基準とは見なしていないということに留意しつつ（QAA does not view subject benchmark statements as constituting definitive regulatory criteria for

⁴ 英国には学位に種類があることから、「最低基準」は「普通学位」（ordinary degree）を出す学士教育課程のための基準、「典型基準」は「優等学位」（honors degree）を出す学士教育課程のための基準として、それぞれ区別して設定されている。

従って、ここで言う「最低基準」や「典型基準」は、あくまで教育課程編成上の参照基準としての区別であって、学生が到達すべき知識・能力・スキルの水準のようなものを直接定めたり、それを用いて修了判定を行ったりする指標ではないことには注意が必要である。

実際には、大半の大学では、優等学位を出す学位プログラムとして教育課程を開設しており、学位プログラム自体を、最初から普通学位を出すレベルのものとして開設している例は殆どないとされる。

⁴ アカデミックインフラストラクチャー（Academic Infrastructure）

アカデミックインフラストラクチャーは、すべての高等教育機関に対して、教育コースの質と標準を設定し、表現し、保証するための、共有された出発点を与える、全国的に合意された参照基準群であるとされている。

アカデミックインフラストラクチャーは、相互に関連する以下の4つの要素で構成されている。Code of practice が質のマネジメント（management of quality）に関するものであり、それ以外の3つの要素は、高等教育機関に対して、基準の設定に関するアドバイスを与えるもの（give advice to institutions about setting of standards）であるとされている。

- ・ Code of practice
- ・ Frameworks for higher education qualification
- ・ Subject benchmark statements

・ Programme specifications

individual programmes or awards)、分野別参照基準がどのように考慮されてきたのか調査を行うだろう。分野別参照基準は、アカデミックな共同体が、学位—通常は優等学位として—が授与すべきものとされる参照枠組みに関して、どのようなものが有効であると見なしているかについての声明 (statements) である。(中略) 分野別参照基準は、しかしながら、学生並びにその他の関心を有する人々が、教育課程がデザインされ、評価される際に考慮されるものであると期待する、権威ある参照基準としての用をなすものである。(They do, however, provide authoritative reference points, which students and other interested parties will expect to be taken into account when programmes are designed and reviewed.)」

③ まとめ

上記に見たように、英国の分野別参照基準は、教育課程編成上の個々の大学の自主性・自律性を最大限尊重しつつ、学位取得者に期待されるもの (what can be expected of a graduate) を具体的な形で同定し、規制的でない柔軟な手法によって、各大学に学位の質保証を促すことを企図しており、優れたバランス感覚が示されていると言えよう。

こうした英国の取組みは、日本における分野別の質保証枠組みの在り方を検討する上でも、一つの重要な参考例となるものであると考える。

(2) 日本の学士課程教育において考慮すべき諸問題

① 日英の学士課程教育の構造の違い

英国の取組みは示唆に富むものであるが、しかし、日本の学士課程教育は、以下の通り、基本的な点において英国と大きく異なっており、英国の方式をそのまま導入することは困難であることを確認しておく必要がある。

ア. 大学の学士課程が、英国は専ら専門教育を行う教育課程として開設されている一方、日本は、専門教育と教養教育とが柔軟に複合した教育課程として開設されていること。

イ. 英国の大学は、財政面での国の責任が強固であるという点で、ほぼ一律に公的な性格を有している一方、日本の大学は国公私立の設置形態があり、独自の建学の理念に基づいた私立の大学が多数設置されていること。⁵

上記のアから、たとえ同じ専門分野を標榜する学士課程教育であったとしても、そこでの専門教育と教養教育との関係は多様であり得るという点で、学士課程の基本構造が英国と異なることから、日本においては、一層多様性を許容する枠組みとすることが必要である。

イについても同様であり、建学の精神に端を発する、教育内容の自主性・自律性の尊重ということとともに、公的な資金への依存度が少ないという点からも、画一的な質保証枠組みを導入することは適切でないと考える。

⁵ 英国の大学は、伝統的に授業料が無償とされてきた経緯があり、1998 年以降、授業料の有償化が開始された後も、国の財政面での責任は強固である (ただし国の財政支出がない唯一の例外的な大学として、バッキンガム大学が存在している。)。日本の認証評価に相当する QAA による機関評価 (institutional audit) の根底には、国の財政負担に対する大学のアカウンタビリティという考え方があるとされている。

なお、(1)①の注1に記したように、「教育・学習・評価の方法」にある「評価」は、英国の大学が行う学位の授与に係る評価であることから、現行の日本の学士課程教育の制度を前提とする限り、この項目は除外して考えてよいだろう。また、注3において、英国の学位には2つの種類が設けられており、それに対応して学位の参照基準も2つのレベルで設定されていることを記したが、日本の学位には種類がないので、英国のように2つの基準を設ける必要がないことは当然である。

② 学士課程答申が指摘する諸問題

学士課程答申は、現在の日本の学士課程教育に関して、以下のように様々な課題を指摘している。

- ・学部・学科等の縦割りの教学経営が、学生本位の教育活動の展開を妨げていること
- ・専門教育については大学院の役割が大きくなっており、学士課程教育では、専門分野を学ぶための基礎教育や、学問分野の別を越えた普遍的・基礎的な能力の育成が強調されていること。そこで、教育課程の体系性に関しても、学問の知識の体系性だけでなく、当該大学の教育研究上の目的に即して、専攻分野の学習を通して、いかに学生が、学習成果を獲得できるかという観点に立つべきこと
- ・大学設置基準の大綱化以降、個々の教員には、研究活動や専門教育を重視する一方、基礎教育や共通教育を軽んじる傾向も否めないこと
- ・教育課程について、個々の教員の意向が優先され、学生の視点に立った学習の系統性や順次性などが配慮されていないこと
- ・単位制度の実質化（学習の実質化）の観点から、授業科目が細分化されている状況等を見直すべきこと

下線は本報告書において付したものであるが、基本的な問題意識として、学生の立場に配慮せず、教員が一方的な教育を展開するような大学教育の在り方に対する危惧の念が表明されていると言えるだろう。その他の指摘とも合わせて、従来の学士課程教育の在り方を、虚心に問い直して求めることを求めているように受け止められる。

こうした指摘を考慮すれば、今後の学士課程教育の姿を考えるに当たって、学生に身に付けさせる知識や能力を徒にたくさんリストアップするのではなく、むしろ将来にわたって基礎となり基本となるようなものを、しっかりと学生が身に付けられるような方向を目指すことが重要であると考える。

(3) 学術会議が策定する参照基準についての基本認識

前節で述べてきたことを踏まえれば、学術会議が策定する参照基準の目的は、個別の専門分野に関わる学士課程教育において、その不可欠の核となるべき、容易に陳腐化することのない、最も本質的な意義（学ぶことの本質的な意義）のみを同定し共有するという点に求められるべきであるとする。そして、それに具体的な教育課程の編成上どのように肉付けを行うかは、基本的に各大学の創意工夫に委ねるべきである。

ここで本質的な意義というのは、当該分野に関わるすべての教育課程が共有すべき「基本」であり、「核心」であり、「出発点」となるようなものである。すなわち、〇〇学に固有な「世

界の認識の仕方」、及び、〇〇学を学ぶことを通して（あるいは〇〇学の世界認識の仕方を学ぶ者として）身に付けるべき「世界への関与の仕方」についての哲学とも言うべきものである。

これを同定することにより、当該分野に関わる教育課程を編成するに当たって、個々の学生の最終的な学習の成果が保証されるための、体系的と整合性が確保される基盤が付与されることとなると考える。

なお、何が本質的な意義であるのかに関して、同一の分野内でも様々な考え方が存在するものとするが、「参照基準」を策定するに当たっては、可能な限り、分野全体で共有し得る一つの考え方に到達する努力が重要である。各分野での検討においては、細かなレベルでの見解の相違を克服して、高次のレベルにおける本質的な意義の同定に至ることが強く望まれる。

3. 教育課程編成上の参照基準について

(1) 教育課程編成上の参照基準とは何か

教育課程編成上の参照基準とは何か。それを参照すれば、具体的にどのような授業科目を開設すべきかが「分かる」ようなものとして作成するのか。もちろん否である。そのようなものは、教育課程編成に係る各大学の自主性・自律性と相容れないことは明らかである。教育課程の編成は、あくまでも、各大学とその教員が責任を負うべきものであり、現在の大学教育において、そのための独自の努力が、かつてと較べ物にならないくらい必要とされていることは、改めて述べるまでもない。

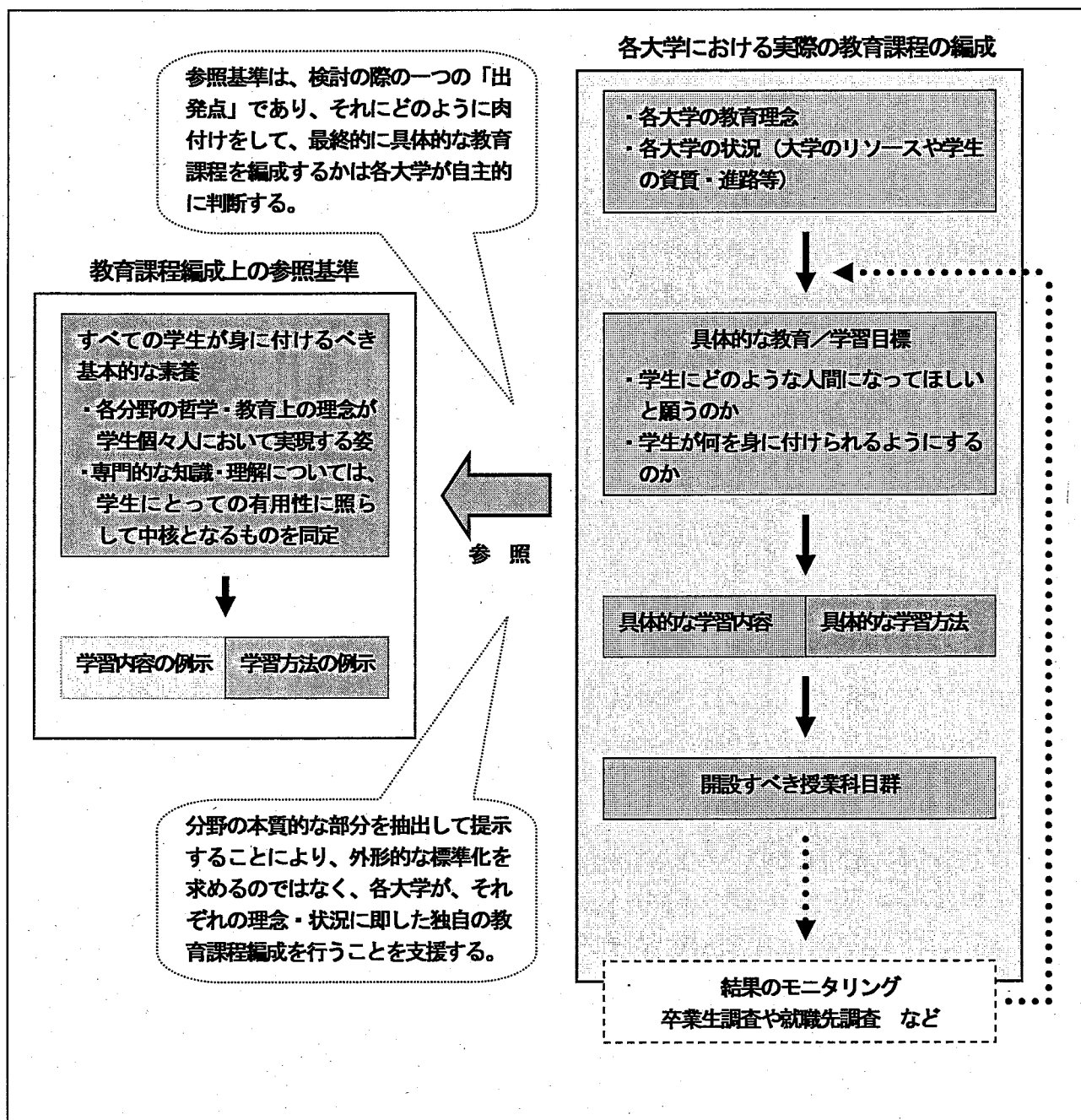
教育課程の編成に当たって、各大学は、①それぞれの教育理念や、置かれた状況（大学のリソース、学生の資質や進路等）に応じて、②具体的な教育目標、すなわち、学生がどのような価値観・倫理観、知的座標軸を有する人間になってほしいと願うのか、どのような知識・能力・スキルを身に付けられるようにするのかを具体的に定め、③そのためにどのようなことを学ばせるのか（学習内容）、どのような方法で学ばせるのか（学習方法）を具体的に検討し、④最後にそれらを実際に開設する授業科目の形に落とし込み、⑤なおその上で、教育結果をモニタリングして更なる改善に反映させるという手順を踏むことが望まれる。（図を参照。）

参照基準の具体的な内容は次節で述べるが、これらは、上記の教育課程の編成手順の上流段階（②及び③）での参考となるよう提示するものであり、個々の授業科目の直接的な開設指針として供するものではない。

また、参照基準は、あくまで一つの「出発点」として、分野の理念・哲学並びに中核的要素の同定に留まるものであり、それにどのように肉付けをし、具体化を図っていくかは各大学の手に委ねられるものでなければならない。

さらに、教育課程が、独自の体系的と学術的な意義とを備えたものとして、社会や学生に対して十分に説明が可能なものであれば、独自性の高い教育理念を有する大学が、参照基準を利用しないということも否定されるべきではないと考える。

図「教育課程編成上の参照基準」と各大学における実際の教育課程の編成の関係



※ 重要なことは、学術会議が策定した参照基準をなぞることではなくて、各大学での教育課程編成において、上記のようなプロセスが実効的に機能していることである。

(2) 参照基準の具体的な構成要素

① すべての学生が身に付けるべき基本的な素養

具体的な参照基準の記載の仕方としては、各専門分野の哲学・教育上の理念を言語化した上で、そのことが個々人において実現され得る姿を念頭に、「学士課程で」当該分野を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき、「基本的な素養」を、当該分野を学ぶことの意義として同定するものとする。

その際「基本的な素養」は、単なる学問上の知識や理解ということに留まるのではなく、人が生きていく上で重要な意味を持つものを、学びを通して身に付けていくという観点に立って同定されることが重要である。個別の分野の専門的な知識や理解については、それ自体が実際の市民生活や職業生活で直接的な有用性を持つものもあれば、例えば、状況に応じて主体的に判断し、能動的に問題を解決する力など、普遍的な次元で有用性を持つものを形成することに、各分野の固有の文脈（「世界の認識の仕方」並びに「世界への関与の仕方」）を通じて寄与するものもあると考えられる。分野によって事情は異なるとしても、専門的な知識や理解については、それらが学生にとってどのように有用なものを培うことができるのかという観点に照らして、学士課程教育において中核となるものを絞り込み、その意義が明確に理解できる形で「基本的な素養」の中に同定することが重要である。

なお、このことに関して、各分野において具体的な検討を行う際の参考として、以下にいくつかの留意点を掲げる。

ア. 「有用性」という語に関しては、決して短期的・直接的な有用性だけを意味するものではないことを強調したい。価値や倫理、あるいは、世界認識を支える知的な座標軸なども、人が生きていく上で大きな有用性を持つものであり、各分野の審議においては、こうしたことも含めて幅広い検討が行われることが望まれる。

イ. 学生が身に付けるべき「基本的な素養」は、狭い専門性、あるいは狭義の「専門教育」の枠の中のみで得られるものに限定されるべきではない。「〇〇学を学ぶこと」を、教養教育・共通教育等も含めた、豊かな広がりを持つものとして想定しておくことは、非常に重要なことであるとする。

ウ. 「基本的な素養」を考える上で、職業生活との関わりという面は非常に重要である。各分野での審議においては、関連する具体的な職業生活を想定しながら、職業人として具備すべき専門知識や倫理なども含めて、長期にわたる職業生活を支える基礎を如何に培うかという観点を中心として、十分な検討が行われることが望まれる。

エ. 「基本的な素養」は、すべての学生が共通して身に付けることが望まれるものであり、各大学が、それぞれの理念・状況に即して、柔軟に展開できるものとして同定されることが適当である。これを構成する具体的な内容に関する記述が複数項目にわたることは当然としても、できるだけ項目数を厳選し、また、それぞれの項目は、普遍性を備えた、一定の幅のある概念として、記述されることが望ましい。

オ、学士課程で学業を終了して就業等する学生と、大学院に進学して学業を継続する学生とがそれぞれ存在し、一部の分野・一部の大学においては、後者の方が多数を占める場合もある。

しかし、ここでは、学士課程教育を、単に大学院に進学するための学問的な準備段階としてのみ位置付けるという立場は取らない。もとより、各大学において、学士課程と大学院の課程とが円滑に接続し、全体として相乗的に学習効果を高める教育課程を編成することを否定しないが、核となる考え方として、学士課程教育は、それ自体独自の教育課程として、人が生きていく上で重要な意味を持つものを身に付ける場であるということ（そして、大学院も、それ自体独自の教育課程として、広く他大学・他分野の出身者や社会人を含む多様な学生を受け入れることが期待されること）が把持されるべきであり、今回作成する参照基準も、そのような考え方に沿って作成されるべきである。

② 学習内容の例示

参照基準は、教育課程編成に関する各大学の自主性・自律性を十分に尊重したものでなければならない。既に見た通り、英国の分野別参照基準は、具体的な学習内容を掲げることはしていない。

ただし、英国の場合は、専門分野の知識・能力・スキルをある程度具体的に同定していることから、それが当該分野の学習内容や学習領域についても一定の範囲を示唆する役割を事実上果たしているし、何より、アカデミックインフラストラクチャーの一角を構成する"Programme Specifications"（注2）によって、（1）で述べたような考え方が、具体的な方法論として定められている。

一方、①で述べたように、学術会議が策定する参照基準では、個別具体的な知識や能力等を列記することはできるだけ避け、当該分野のエッセンスとも言うべき「基本的な素養」に絞り込むこととした。また、英国の"Programme Specifications"のように、具体的な方法論を定めることも想定していない。⁶

このため、「基本的な素養」を身に付けるために重要であると考えられる学習内容を、ある程度具体的に「例示」することは有益であり、必要であると考えられる。しかしこの場合も、やはり各大学がそれぞれの考えに基づいて肉付けをして具体化できるようなものであることが重要である。参照基準において例示する内容・領域は、すべての教育課程において共有するこ

⁶ Programme Specifications を直訳すれば、「教育課程の明細書」と言うような名前となる。QAA の HP では、「特定の教育プログラムを通して得られるよう企図されたラーニングアウトカムズと、これらのアウトカムズがどのように達成され、そして確認され得るかを簡潔に記述したものである。」とされている。

"A programme specification is a concise description of the intended learning outcomes from a higher education programme, and how these outcomes can be achieved and demonstrated."

Programme Specifications の趣旨を具体化するには、実際には相当な事務作業が必要となると考えられる。英国と異なり日本の大学には、教員とは別に大学運営を支える専門職的なスタッフが手薄であり、また、教育研究に関わることにはすべからず教員が関与するという慣行が根強く存在している。こうした中で、英国のように具体的な方法論を定めて各大学に一律これに準拠することを求めるのは、結局費用対効果において満足すべき結果をもたらさないだろう。ただし、Programme Specifications が求める学習成果の確認（how these outcomes can be demonstrated）は、教育の質の向上を図って行く上で重要である。これについては、最近、日本においても、例えば大規模な在学生・卒業生調査の活用などの新しい取り組みが提唱されており、各大学においても、こうしたものを積極的に活用して、教育の質の向上につなげていく努力が望まれる。

とが望まれる、当該分野を構成する基本的な柱となるようなものに限定すべきであって、それをどこまで深めるのか、どこまで先に進むのか、どこまで横に広げるのか等については、専ら、各大学が掲げる具体的な教育／学習目標を実現するという観点に基づいて検討されることが必要である。

なお、「例示」する内容が具体的な授業科目ではないことは、(1)で述べたことから明らかである。どのような授業科目を開設するのかは、各大学で、次に述べる学習方法についても十分に検討した上で最終的に決定すべきものである。

③ 学習方法の例示

従来、大学教育において、学習方法の問題は必ずしも重視されてこなかった。関心が持たれたのは、主として「何を教えるか」という学習内容の方であり、学習方法については、それを如何に「うまく」教えるか・理解させるかということが重視され、どちらかというに従属的なものとして見做されてきたのではないだろうか。

しかし、①において、単なる学問上の「知識」や「理解」としてではなく、職業生活や市民生活など、人が生きていく上で意味を持つものを、学びを通して身に付けるという観点が重要であると記した。そのためには、単に「うまく」教えて理解させるというだけの学習方法ではなく、知識や理解を実際に活用できる力を培うための、あるいは学習内容自体を一つの「素材」として、それを通して何らかのスキルを身に付けさせるための学習方法が、教育課程の編成においても、極めて本質的な意味を持つことになる。

このように、学習方法は、学習内容と対をなす重要な要素であるが、参照基準において例示する範囲は、やはり当該分野の学習において基本的な重要性を有するものに留めるべきと考える。(そうであっても、従来、学習方法に対して必ずしも十分な関心が払われてこなかった場合においては、むしろ、一種の積極的な提案となる可能性はある。)

なお、学習内容を素材として何らかのスキルを身に付けるという観点は非常に重要であるが、そのようなスキルも、基本的には当該専門分野ならではの固有性を内在させたスキルとして考えられるべきものである。"transferable skill"という語があるが、この語が意味するところも、専門分野に固有なスキルではあるが、当該分野に関わらない局面においても活用できる可能性がある("able")スキルということであろうと解する。結果的に"generic skill" (汎用的なスキル) が身に付く可能性を否定するものではないが、当初からその点を強調するあまり、個々の専門分野が本来有する固有の意義が十分に顧みられないようになることは望ましくないと考える。

最後に、今日的な大学教育における学習方法の重要性は、直ちに学生の学習成果の評価方法の重要性につながるものであることを指摘しておきたい。学習方法を工夫することにより、単なる知識や受動的な理解に留まらないものを学生に身に付けさせることを意図したとしても、学習成果の評価方法が、知識や理解を問うだけのものであれば適切な評価にはならないし、学生の学習意欲を削ぐことにもなってしまうだろう。参照基準において、各分野の評価方法について例示することはしないが、各大学においては、学習内容・学習方法・学習評価が密接な関係にあることを認識し、評価方法を工夫することが必要である。

4. 参照基準の役割と位置付け

(1) 参照基準の基本的な役割

3 (1) で、英国の分野別参照基準について、教育プログラムのデザイン等に関与する人々の役に立ててもらうことを意図しており、また、進学希望者や雇用主に対して、専門分野の学位が意味するものについて理解を促す役割も期待されていることを紹介した。

学術会議が策定する参照基準も、基本的にはこれと同様の役割を担うものとする。元来が、「学士課程あるいは各分野の教育における最低限の共通性があるべきではないか」という課題は必ずしも重視されなかった。」という学士課程答申の問題認識に端を発するものであることから、これは当然である。

(2) 分野別のアクレディテーションとの関係

学術会議が策定する、分野別の教育課程編成上の参照基準は、あくまで「学士課程」としての大学教育の質の保証を目的とするものであるが、一方、いわゆる分野別のアクレディテーションは、主として専門職業人の教育課程としての適格認定を行うことを目的としており、この点において、両者はその基本的な趣旨を異にするものである。

実際、英国においては、QAA（高等教育質保証機構）が定める分野別参照基準とは別に、心理士協会（The British Psychological Society）や栄養士協会（Nutrition Society）、統計士協会（The Royal Statistical Society）、航空技術者協会（Royal Aeronautical Society）などの諸団体が、独自の基準に基づいて大学の教育課程のアクレディテーションを行っている。

米国においても、連邦政府によって認定された専門分野別のアクレディテーション団体が 60 以上存在するが、その大半が特定の専門職業に関わるものである。⁷

分野別の参照基準と、アクレディテーション団体が行う分野別のアクレディテーションとは、お互いに排除し合うものではなく、それぞれ独自の趣旨を有するものであると解することが適切である。

⁷ 米国の分野別アクレディテーション団体（Programmatic Accreditation Organizations＝特定の教育プログラムを対象としたアクレディテーション団体）の大半は、特定の専門職業教育を対象としたものである。一般的な学士課程教育の質保証については、分野別アクレディテーション団体ではなく、地域別アクレディテーション団体（Regional accreditation organization）がその役割を担う（法学分野を例に取れば、ロースクールが出す Juris Doctor: JD の学位課程は分野別アクレディテーション団体がアクレディットを行うが、法学に関する PhD の学位課程はアクレディットの対象外である。）。後者の地域別アクレディテーション団体が行うアクレディテーションは、大学全体の運営を評価対象とするという点で、日本の認証評価機関が行う大学評価に相当すると言ってよいだろう。

米国の分野別アクレディテーション団体の典型として取り上げられることの多い ABET（Accreditation Board for Engineering and Technology）及び、これに対応する日本の JABEE（Japan Accreditation Board for Engineering Education、日本技術者教育認定機構）は、「技術者」（Engineer）という専門職業人の教育課程としての適格認定を行うものである。このことについては、JABEE の定款でも、「我が国の技術者教育の国際的な同等性を確保するとともに、技術者教育の振興を図り、国際的に通用する技術者の育成を通じて社会と産業の発展に寄与することを目的とする。」と技術者育成の趣旨が明確に述べられている通りである。

(3) すべての関係者の利用に供する公共的な基盤としての位置付け

かつては、公的に各分野の大学教育の内容を規定するものとして、文部科学省の大学設置審査に用いられる「内規」が存在していたが、近年の規制緩和と行政手続きの透明化の流れの中で、それらはすべて廃止された（平成15年）。現在、各分野の大学教育の内容を何らかの形で規定する公的な文書は、医学等、国家資格に直結したいくつかの分野を除いては何ら存在しない⁹。

日本学術会議は、政府から独立して活動を行う、日本の科学者を内外に代表する機関としての責任に照らして、文部科学省からの依頼に応じ、この空隙を埋めることを欲するものである⁹。今後学術会議が順次策定する各分野の教育課程編成上の参照基準は、明白に公的な正統性を有するものとして、大学はもとより、大学団体、認証評価機関、学協会、さらには学生や企業、そして国や地方公共団体など、内外のすべての関係者の利用に供するものであり、社会における多様な主体がそれぞれの用に役立てるとともに、これを通して、皆が一定の認識を共有することに寄与する、一種の社会的なインフラストラクチャーとしての役割を果たすことを念願する。（ここで「公的な正統性」と称したのは、国や地方公共団体（国の法律に基づいて行われる大学の認証評価なども含まれる必要がある）において、学術会議が策定する参照基準が十分に尊重されるべきことを意味するものではあるが、大学や大学教員、その他民間の団体や個人に対して直接的な拘束力を有することを意味するものではない。）

第一部の冒頭にも記したように、憲法が定める学問の自由を持ち出すまでもなく、国が大学における教育・研究の自由を最大限尊重すべきことは、もとより言を待たない。このことは、大学教育に対して最も密接な当事者性を有する国の機関である学術会議であっても同様であり、今後策定する教育課程編成上の参照基準が、「各分野の教育における最低限の共通性」の確保を企図しつつも、可能な限り大学の自主性・自律性を尊重するものであることは、今までに詳述した通りである。

文部科学省を初めとする国の府省に対しては、今後策定される個々の参照基準について、単にその具体的な内容だけでなく、それらが全体として、教育課程編成に関する各大学の自主性・自律性を可能な限り尊重することを企図するものであることについて、十分に留意することを強く要請するものである。

⁹ 現在、医学、歯学、薬学、看護学の各分野について、文部科学省の協力者会議によるコアカリキュラムが策定されている。（※最新状況について要確認）

なお、学校教育法が定める大学の認証評価機関である大学基準協会においては、かつて「工学教育に関する基準」等8分野にわたる「分科教育基準」を策定したが、これらは、同法によって文科大臣が適合を認める「大学評価基準」として申請していないため、公的な位置付けがなされていない。

⁹ 日本学術会議法（ここで言う「科学」とは、人文社会科学と自然科学の全分野を包摂するものとして解されている。）

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の相違の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学会と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。

第二条 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

第三条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。

- 一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
- 二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

5. 分野に関する諸問題について

※ 具体的な分野の選定については、課題別委員会が作成した案を各部・分野別委員会で検討していただくこととしているため、現時点ではこの章全体がペンディング（最終報告書においては具体的な分野の選定計画を付すことも想定。）

（１）分野設定の基本的考え方

英国の分野別参照基準が現在 57 に上っていることは既に述べた通りである。ただちにこれだけの数を審議の対象として取り上げることは困難であるが、今後数年間のタームでは、日本においてもこの程度の数の分野を対象とする可能性があることは予期しておくべきだろう。

ただし、分野は細分化すれば際限がないが、学士課程教育として、独立して系統的な教育課程を編成する意義を有するレベルにおいて、適切に分野設定を行うことが必要である。その際、階層選択と境界設定という２種類の問題が存在し、それぞれ適切に対処しなければならないが、このうち特に前者については、一定の共通方針を定めることが必要であると考えらる。

具体的には、階層設定を、最初に大括りの広い領域で行うのか、より細分化された領域で行うのかということに関して、まずできるだけ大括りに分野を設定し、次に必要に応じてより細かな単位の分野を対象としていくということである。これは、初めから細分化された個々の分野の論理を打ち出すのではなく、最初にできるだけ普遍的な理念・哲学を共有して、しかる後、必要に応じて細かな単位の分野を取り上げていくということであり、細かな単位の分野を軽視するものではない。

（２）学際的・複合的な教育課程について

教育課程は、学問の発展や社会のニーズの変化に対応して、常に分野の生成改廃を続けていくものであり、伝統的な学問分野の区分に当てはまらないようなものについても、それらの存在は、ポジティブな可能性をはらむものとして尊重されることが必要である。

しかしながら、多様な学際的・複合的な教育課程を、一つ一つ「分野」として同定し、参照基準を策定していくことは、現実的に不可能であるし、また、柔軟で可塑的な状態にあるものを、却って固定化してしまうことにもなりかねない。このため、学際的・複合的な教育課程については、既にある程度実質的に確立した分野として認知され、それに対応した系統的な教育プログラムを編成することが十分に想定される場合を除き、分野としては取り上げない。

こうした教育課程は、複数の「元となる分野」を組み合わせたものとして位置付けられることから、その課程編成に当たっても、それらの分野の参照基準を柔軟に組み合わせて活用することが適切であると考えらる。換言すれば、分野として取り上げない学際的・複合的な教育課程においても、当該課程を構成する元となる分野に固有の知的訓練機能がきちんと保持され、それらが適切に組み合わせられることで独自の教育効果を発揮しているという観点が重要であると考えらる。

なお、（１）で述べた、当初の分野設定をできるだけ大括りで行うという方針は、その枠内で、更に細分化された単位の分野を学際的・複合的に組み合わせて教育課程を編成する場合においても共有できる参照基準を作成することとなり、教育課程編成に関する多様な取組みを支援する上でも一定の意義があると考えらる。

（３）今後の分野別の審議について

分野別の審議を行うに当たって、各分野において適切な審議体制を構築することが重要である。具体的には、関連する学協会の参画や、大学の多様性が適切な形で代表されること、若手世代や職業人、隣接する他分野、さらには全く異なる分野の人の意見を聞くことなど、メンバー構成等に関して考慮すべき点は少なくない。

また、当該分野に関連する学協会や国の省庁等の、教育に関する考え方を述べた文書や各種の検定試験等についても情報収集を行い、それらにおいて何が重要であるとされているのかを十分に吟味することも重要である。

6. 参照基準の中長期的な運用の在り方について

(今後具体的な審議を行う予定。)

終わりに — 21 世紀の「協働する知性」を求めて

(※ 第一部の「終わりに」ではなく、報告書全体の「終わりに」として位置付ける予定)

20 世紀は、科学技術が急速に進歩し、産業と社会のシステムを大きく変えていった世紀であった。産業が成長し巨大化してくるに従い、地球環境の回復力の限界、資源の有限性、生命圏の有限性、が見えてきた。1962 年の「沈黙の春」、1972 年の「成長の限界」など、科学技術の盲目的発展に対する警告が出されるようになり、1987 年の「我々の共通の将来」で持続可能性の考え方が明確に提示されるに到った。これらの動きを受けて、IPCC が 1988 年に設立され、国際機関として検討に入った。1990 年、1995 年の報告書が提出され、1997 年に京都議定書がまとめられた。こうして、地球環境と人類の持続可能性のために、これまでの産業の在り方について見直しを行うべき時代に入った。一方で、交通通信手段の高速化と広域化によって、一国一地域の変化が直ちに全世界のあらゆる人々に影響を与えるようになった。

持続可能な世界の構築のための低炭素社会構築の動き、さらに、核兵器廃絶に向けた動きもでてきた。これらは、単に産業面や軍事面における変革を意味するのではなく、社会システムの変革、知識と技術の新たな開拓を意味するものであり、さらに、それに見合う人材の育成を意味するものである。したがって、炭酸ガス削減、核兵器廃絶という具体的な国際的課題に表される「平和で持続可能な世界」の実現に向けて、高等教育機関である大学には、知識を生成し、人材を育成し、技術と社会システムの変革をデザインする責任がある。

世界の課題には、様々な要因が複雑に絡まっているのであり、その解決は、既存の学術の個々の分野の中だけ閉じることはできず、様々な分野の英知を動員しなければならない。大学が社会から隔離された存在ではなく、社会の中において役割を果たすためには、その中における教育の在り方の変革が必要であり、それは、初等中等教育から生涯教育までを見据えた学びのデザインが求められている。21 世紀においては、「協働する知性」が求められるのであり、大学コミュニティが、率先して、平和で持続可能な世界の構築に向けて、新たな人材育成、科学技術の変革、社会システムの変革をデザインすることが重要となる。

単なる知識、技能の蓄積ではなく、課題に挑戦する戦略性、手続きや作法、さらには、ともに智慧を働かせるための論理の共有、コミュニケーションのための表現の豊かさと正確さ、現象の背後に存在する見えざるメカニズムを想像する力などが、大学教育の学習成果として求められて

きているのではないかと考えられる。

20世紀に2つの世界大戦を経験した人類は、1948年世界人権宣言で「恐怖および欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望である」と宣言した。それよりさらに2年前の1946年、世界に先駆けて我が日本国憲法は前文において「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と記している。しかしながら、すべての人々が恐怖と欠乏から解放される日はまだ来ていない。人類が歩んできた道を、生存圏である地球の歴史に照らして概観することによって、人類が手にした知識、技能をどのように生かすかが見えてくるのではないだろうか。

したがって、我が国の高等教育機関は、平和で持続可能な世界の構築が、決して産業界や社会だけの課題ではなく、むしろ、新たな技術革新、社会システムのデザイン、それに向けた人材の育成のデザインと実行という責任を自ら負うことが求められているのである。そのために「協働する知性」の涵養、大学自体が社会と協働する機関であることが求められる。

今後行われる各分野の審議を通して、21世紀の「協働する知性」が具体的な姿として浮かび上がってくことを念願するものである。

教育課程編成上の参照基準を策定するために当面取り上げる分野の案

(合計28分野：第一段階として5分野程度、第2段階として10分野程度、第3段階として10分野程度)

第一部関係				第二部関係				第三部関係			
大分類	中分類	さらに細かな分類の分野	対応する分野別委員会	大分類	中分類	さらに細かな分類の分野	対応する分野別委員会	大分類	中分類	さらに細かな分類の分野	対応する分野別委員会
人文科学	文学		言語文学委員会	理学	生物学		基礎生物委員会	理学	数学		数理科学委員会
	史学		史学委員会	農学 (獣医学関係を除く農学関係分野を包摂)			統合生物委員会	※最初、理学全体の共通方針を検討	物理学		物理学委員会、地球惑星科学委員会
社会科学	哲学		哲学委員会				農学委員会	食料科学委員会	化学		化学委員会
	法学・政治学	法学	法学委員会	家政 (家政関係全分野を包摂)			健康・生活科学委員会	地球科学		地球惑星科学委員会	
社会科学	政治学	政治学	政治学委員会								
	商学・経済学	経営学	経営学委員会								
	社会学	社会学	社会学委員会								
教育 (教職課程関係と心理学関係を除いた分野を包摂)		社会福祉学	社会学委員会					工学 (工学関係全分野を包摂)			工学関係分野の合同委員会
			心理学・教育学委員会					機械工学			機械工学委員会
		心理学	心理学・教育学委員会					電気通信工学			電気電子工学委員会
								土木建築工学	※土木建築を分離?		土木工学建築委員会
								応用化学			化学委員会
								材料工学			材料工学委員会
								総合システム工学			総合工学委員会
								環境学			環境学委員会
								情報学			情報学委員会
12分野				3分野				13分野			
以下の分野は当面取り上げない											
教育		教職課程関係	心理学・教育学委員会	農学	獣医学関係		農学委員会、食料科学委員会	農学			・教職課程関係、獣医学関係、保健関係の各分野 文科省でコアカリキュラム等を策定、もしくは教育課程に比較的確直した国家資格が存在している。
				保健	医学		基礎医学委員会、臨床医学委員会				・芸術関係の分野 学術会議が対象としていない分野である。
					歯学		歯学委員会				・教養学関係の教育課程 分野の参照基準という考え方に馴染まない。
					薬学		薬学委員会				
					看護学		健康・生活科学委員会				
芸術、教養学関係											

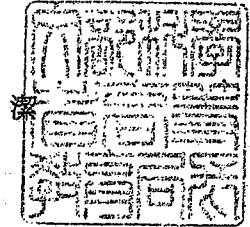
平成20年5月22日

日本学術会議

会長 金澤 一郎 殿

文部科学省高等教育局長

清水



大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について（依頼）

大学教育については、その振興に向けて、各分野の教育の質を保証する枠組みづくりが重要な課題になっております。これに関しては、かねて文部科学省の中央教育審議会答申等の中で指摘され、学協会や大学団体における主体的な取組が期待されてきたところです。

このたび、中央教育審議会では、学士課程教育に関する審議をとりまとめ、その「学習成果」に関する参考指針として「学士力」を提示するとともに、将来的な分野別評価の実施を視野に入れて、各分野の到達目標の設定、コア・カリキュラムやモデル教材の開発を促進すること等について提言を行っております（別紙参照）。今後、これを踏まえて各分野における検討が積極的に進められていくことが望まれます。

つきましては、学協会等における主体的な取組を促進するとともに、大学の自己点検・評価又は第三者評価等の評価活動の充実を図る観点から、学術に関する各分野の有識者で構成されている貴会議において、学位の水準の維持・向上など大学教育の分野別質保証の在り方について御審議の上、有意義な御意見を頂戴いたしたく、御依頼申し上げます。

なお、審議に際しましては、中央教育審議会の答申等に御留意いただき、当該審議会との適切な連携協力を図られるよう、お願いいたします。

日本学術会議の運営に関する内規) (平成 17 年 10 月 4 日 日本学術会議第 1 回幹事会決定)
別表第 2 (第 11 条関係)

平成 20 年 6 月 26 日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり課題別委員会の設置を提案します。

記

- 1 提案者 金澤一郎 (会長)
- 2 委員会名
大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会
- 3 設置期間 平成 20 年 6 月 26 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
- 4 課題の内容
(1) 課題の内容

文部科学省の中央教育審議会では、大学教育の振興に向けて、各分野の教育の質を保証する枠組みづくりが重要な課題であるとして、かねて答申等の中で指摘し、学協会や大学団体における主体的な取り組みを期待してきたとされる。

今般、同審議会では、学士課程教育に関する審議をとりまとめ、その「学習成果」に関する参考指針として「学士力」を提示するとともに、将来的な分野別評価の実施を視野に入れて、各分野の到達目標の設定、コア・カリキュラムやモデル教材の開発を促進すること等について提言を行った。

文部科学省では、今後、これを踏まえて各分野における検討が積極的に進められることが望まれるとしており、学協会等における主体的な取り組みを促進するとともに、大学の自己点検・評価又は第三者評価等の評価活動の充実を図る観点から、学位の水準の維持・向上など大学教育の分野別質保証の在り方について審議するよう、同省高等教育局長より日本学術会議会長に対して依頼があった。

- (2) 審議の必要性と達成すべき結果

日本学術会議は、日本の科学者コミュニティを代表する機関として、大学教育に関して特別な関心と責務を有することから、文部科学省の依頼を受けて審議を行うことが適当である。

審議に当たっては、単にそれぞれの分野で個別的に到達目標等を定めるのではなく、人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂する組織構造を活用して、普遍的な観点と俯瞰的かつ複眼的な視点に基づいて検討することの重要性に留意し、大学教育全体の質の保障が図られる枠組みづくりに寄与することを目指す。

- (3) 日本学術会議が過去（又は現在）行った関連する報告等の有無（※ 有の場合、それとの整合性）

関連する報告等は多数在る（別表参照）。

ただし、大学教育の分野別の質保証の在り方について審議を行うのは初めてである。

- (4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無（※ 有の場合、それとの関係）

（中央教育審議会答申等）

- ・教育振興基本計画について ～「教育立国」の実現に向けて～（答申）（平成20年4月18日 中央教育審議会）
- ・「学士課程教育の構築に向けて（審議のまとめ）」（平成20年3月25日 中央教育審議会大学分科会制度・教育部会） 等

- (5) 各府省等からの審議要請の有無（※ 有の場合、具体的に）

本年6月3日に、文部科学省高等教育局長から日本学術会議会長宛の、「大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について」と題する審議依頼を受け取った。（別紙）

5 審議の進め方

- (1) 課題検討への主体的参加者

本件設置提案が了承された後に、会長から各部に対して委員の推薦を依頼する予定。

- (2) 必要な専門分野及び構成委員数（各部別の委員概数を含む）

すべての専門分野。

各部会員2～3名程度に加え連携会員並びに特任連携会員、計20名程度。

（個別の問題について審議を行うため、必要に応じて分科会を設置する可能性がある。）

審議の内容（予定）

- 1) 平成20年度においては、学士課程における教養教育・専門教育（専門基礎教育）それぞれの在り方の検討や、学習成果や到達目標、コア・カリキュラム等の持つ意義や留意点の整理等、次年度以降に各分野において質保証に関する審議を行う際の

前提となる基本方針について審議を行い、あわせて分野区分の在り方（検討体制の在り方も含む）や、学位に付記する専攻名称の在り方等についても審議を行う。

- 2) 平成 21・22 年度においては、順次各分野において質保証に関する審議を行い、具体的な到達目標の設定等を行う予定であり、課題別委員会においては、これら各分野における審議の全体を統括し、最終的な取りまとめを行う。

※ 上記の審議を行うに当たっては、関係する学協会との積極的な連携、大学・大学団体や一般社会に対する適切な情報提供等に留意する。

※ 医歯薬看護の分野については、既に文部科学省においてコア・カリキュラムの策定等がなされているため、今後特段の必要性が生じない限り、今回の審議の対象には含めない予定である。

※ 今後、中央教育審議会でも、大学教育の質の保証に関する諸問題について審議を進める予定であり、課題別委員会の検討の進捗状況を踏まえつつ、適時に同審議会と当会議との連絡協議を行い、適切な連携を図ることとしている。

(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

平成 21 年 3 月までに、上記 5 (2) 「審議の内容」に掲げる 1) について審議結果のとりまとめを行う。

平成 21 年度・22 年度においては「審議の内容」に掲げる 2) についてとりまとめを行うが、一つの分野の審議の期間は 1 年を目安とし、21 年度と 22 年度のそれぞれで、審議結果のとりまとめを行う。

6 その他課題に関する参考情報

学士課程教育について審議を行う場合、教養教育が一つの重要な検討課題となると想定されるが、「日本の展望」のテーマ別検討委員会の検討テーマとしても教養教育が取り上げられる予定であるところ、時期的に先行することとなる本件課題別委員会の検討の成果を、より包括的な観点から検討を行う「日本の展望」のテーマ別検討委員会に引き継ぐことにより、学術会議全体としての審議の整合性を確保することとしている。

大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会（18名）

	氏 名	所属・職名	備 考
委員長	北原 和夫	国際基督教大学教養学部教授	連携会員
副委員長	高祖 敏明	学校法人上智学院理事長	特任連携会員
幹事	藤田 英典	国際基督教大学教養学部教育学科/大学院教育学研究科教授	第一部会員
幹事	本田 孔士	大阪赤十字病院院長	連携会員
	長谷川 壽一	東京大学大学院総合文化研究科教授	第一部会員
	浦川道太郎	早稲田大学大学院法務研究科教授	連携会員
	小林 傳司	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター教授	連携会員
	山田 礼子	同志社大学社会学部教授	連携会員
	川嶋太津夫	神戸大学大学教育推進機構・大学院国際協力研究科教授	特任連携会員
	広田 照幸	日本大学文理学部教授	特任連携会員
	唐木 英明	東京大学名誉教授	第二部会員
	室伏きみ子	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授	第二部会員
	松本 忠夫	放送大学教養学部教授	連携会員
	澤本 光男	京都大学大学院工学研究科教授	第三部会員
	三田 一郎	神奈川大学工学部教授	第三部会員
	尾浦憲治郎	大阪大学超高压電子顕微鏡センター特任教授	連携会員
	森田 康夫	東北大学教養教育院総長特命教授	連携会員
	小林 信一	筑波大学ビジネス科学研究科教授	特任連携会員

大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会

質保証枠組み検討分科会(11 名)

	氏 名	所属・職名	備 考
委員長	北原 和夫	国際基督教大学教養学部教授	連携会員
副委員長	本田 孔士	大阪赤十字病院院長	連携会員
幹事	広田 照幸	日本大学文理学部教授	特任連携会員
幹事	吉川裕美子	大学評価・学位授与機構学位審査研究部教授	特任連携会員
	有本 章	比治山大学高等教育研究所所長、現代文化学部教授	連携会員
	浦川道太郎	早稲田大学大学院法務研究科教授	連携会員
	荻谷 剛彦	東京大学大学院教育学研究科教授	連携会員
	川嶋太津夫	神戸大学大学教育推進機構・大学院国際協力研究科教授	特任連携会員
	吉田 文	早稲田大学教育・総合科学学術院教授	特任連携会員
	澤本 光男	京都大学大学院工学研究科教授	第三部会員
	尾浦憲治郎	大阪大学超高压電子顕微鏡センター特任教授	連携会員

大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会

教養教育・共通教育検討分科会(14名)

	氏 名	所属・職名	備 考
委員長	藤田 英典	国際基督教大学教養学部教育学科/大学院教育学研究科教授	第一部会員
副委員長	小林 傳司	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター教授	連携会員
幹事	増渕 幸男	上智大学教授	連携会員
	長谷川 壽一	東京大学大学院総合文化研究科教授	第一部会員
	塩川 徹也	東京大学名誉教授	連携会員
	山田 礼子	同志社大学社会学部教授	連携会員
	吉見 俊哉	東京大学大学院情報学環教授	連携会員
	荻部 直	東京大学大学院法学政治学研究科教授	特任連携会員
	河合 幹雄	桐蔭横浜大学法学部教授	特任連携会員
	鈴木 謙介	関西学院大学社会学部助教	特任連携会員
	松本 忠夫	放送大学教養学部教授	連携会員
	三田 一郎	神奈川大学工学部教授	第三部会員
	森田 康夫	東北大学教養教育院総長特命教授	連携会員
	小林 信一	筑波大学ビジネス科学研究科教授	特任連携会員

大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会

大学と職業との接続検討分科会(15 名)

	氏 名	所属・職名	備 考
委員長	高祖 敏明	学校法人上智学院理事長	特任連携会員
副委員長	久本 憲夫	京都大学大学院経済学研究科教授	連携会員
幹事	児美川孝一郎	法政大学キャリアデザイン学部教授	特任連携会員
幹事	本田 由紀	東京大学大学院教育学研究科教授	特任連携会員
	樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授	第一部会員
	逢見 直人	日本労働組合総連合会副事務局長	特任連携会員
	駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授	特任連携会員
	田中 萬年	職業能力開発大学校名誉教授	特任連携会員
	濱口 桂一郎	労働政策研究・研修機構労使関係・労使コミュニケーション部門統括研究員	特任連携会員
	榎井 勝人	日本ユニシス株式会社代表取締役社長	特任連携会員
	矢野 眞和	昭和女子大学人間社会学部教授	特任連携会員
	唐木 英明	東京大学名誉教授	第二部会員
	室伏 きみ子	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授	第二部会員
	唐木 幸子	オリンパス株式会社研究開発センター研究開発本部基礎技術部部長	特任連携会員
	北村 隆行	京都大学大学院工学研究科教授	第三部会員

今日的な教養と教養教育

教養教育・共通教育検討分科会の議論から

教養教育・共通教育検討分科会副委員長
小林傳司(大阪大学コミュニケーションデザイン・センター)
公開シンポジウム
大学教育の分野別質保証に向けてー日本学術会議からの報告ー
2009年11月23日(東京大学安田講堂)

「教養」と教養教育と大学

大学の重要なミッションの1つ

- 「教養」を授けること

教養教育

- 「教養」を授けるための教育の1つ
- 「教養」は専門教育を通じて授けるべき

「教養」として何を考えるかを提示しよう

- 網羅的でなく、基準としてでなく、「提案」として:「市民性の涵養」

教育手法の改革が必要

「教養」について

教養

- 論者の数だけある「教養」観
- 誰もが大事だと言う「教養」
- 設置基準の大綱化以後の動きへの反省

「教養」観

- A: 古典重視
- B: Aは失効した→新たな「教養」観へ

A: 古典重視

書物と自由学芸によって予め陶冶し、智恵を受け入れる手ほどきと準備を(キケロ): 階級社会

近代＝産業＝市民社会参入のパスポート

日本:

- 誰もが百科事典を買い、文学全集を買った時代
- 西洋への憧れ
- 経済成長・福祉社会→明日はより豊かに
- 都市化
- 企業への就職

1970年代頃まで

B:Aは失効した

1970年代

- 絶対的貧困からの解放
- 経済成長・科学技術への懷疑(モノの豊かさより心の豊かさ)
- 反権威主義
- 進学率上昇
- 価値観の多様化(個人化:学びの意味が個人の内面へ)

1990年代

- グローバリゼーション
- 格差社会(大卒者も不安定生活)

どうするか？

A: 古典・権威の復活へ

- 無理ではないか
- 今日的教養の中心とはなり得ないのではないか

B: 自立した強い個人としての市民育成

- 学際性／実用性／倫理／思考力(critical thinking)……
- 「社会人基礎力」など産業界からの注文への対応
- どれも大事だけれど……

本分科会のスタンス

強いて言うなら、Bに近い

- しかし、大学は保守的な制度（Aの要素の尊重）
- 「教養」：市民性の涵養

なぜ？

- ユニバーサル段階の大学のミッション
- 幅広い年齢層、多様な背景を持った市民の学習の場
- 異質な他者との協働
- 「市民は現状の社会の問題を把握し、作り変える主体であるべき」

「市民性」

- 社会の公共的課題の発見
- 解決のための協働（連帯）の能力

大学における「教養」の授け方

Aの側面を残すことも重要

Bの側面の読み替えと受容

「自立した強い個人」→「協働・連帯する諸個人」

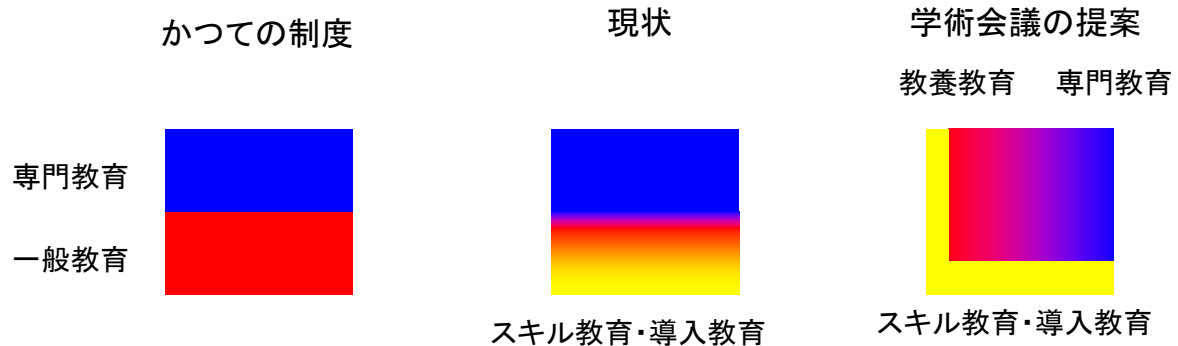
- 現代的レリバンスの重視

いくつかの着眼点

- 現代社会の諸問題
- 文系と理系の問題
- 市民性涵養のための古典教育
- 「国際語としての英語」教育と外国語教育
- 学問の体系性

教育手法の改革

教養教育と専門教育の関係の問題



教育手法の改革

Teaching から Learning へ

- 参加型学習
- コミュニケーション教育
- スキル(これ自体を「教養」の目的とするわけではない)

能動性: 活動させながら教育する

- フンボルト理念「研究させながら教育する」

専門教育との関係

- 「教養」は専門教育を通じて授けるべき
- 分野別質保証の議論においても留意

誰が教えるのか

「教養」を授けるための教育の担い手は？

- 大学院教育の問題
- 大学の外の「智」や「技(スキル)」の導入

大学は社会とどう向き合うのか

- 超然とすれば良いわけではない
- お先棒を担げば良いわけでもない

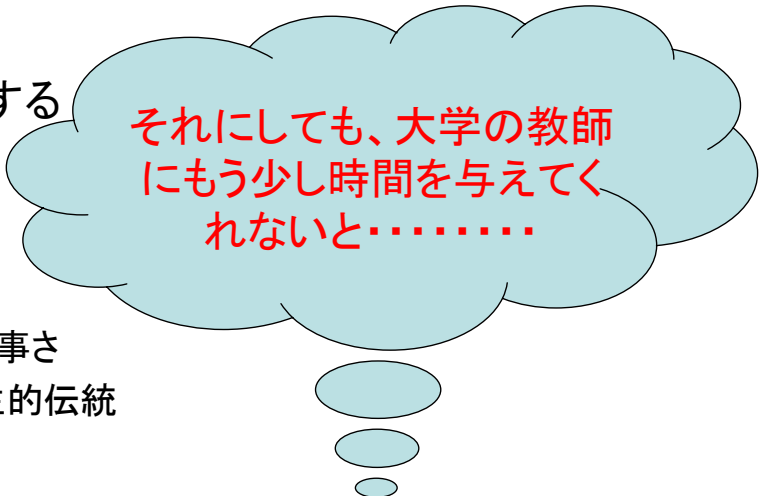
まとめに代えて

「教養」を授けることは大学の使命

定量的評価によって測定する
のが難しい教育の典型

社交空間としての大学

- 隠れたカリキュラムの大事さ
- これは設計できない自生的伝統



それにしても、大学の教師
にもう少し時間を与えてく
れないと…………

それぞれの大学において、建学の理念のもと、「教養」を授ける
ための教育について、真剣に議論されることを期待する。

大学と仕事との接続を 問い直す

本田由紀

東京大学大学院教育学研究科教授

1

「大学と職業の接続分科会」

- 分科会の目的：職業との関連から大学教育の「質」とそれを「保証」するための仕組みを検討すること
- 現在までの審議の経過
 - I 現状分析
 - II 将来展望
 - III 具体的な提言

I 現状分析

1. 日本社会の変容

- ・高度経済成長型の社会構造の機能不全
- ・システム間の新たな関係性が構築できていない状況

2. 日本的雇用システムの変容

- ・量的縮減と質的变化・凝縮
- ・非正規雇用者を中心とする周辺のシステムの拡大

I 現状分析

3. 若年層をめぐる状況

- ・卒業時に周辺のシステムに参入する層の増大
- ・日本的雇用システムに参入した場合も厳しい就労環境
- ・早期化・長期化した就職活動による圧迫

4. これまでの政策的対応

- ・ピンポイント的支援策
- ・教育と仕事との構造的ギャップへの対応は希薄
- ・若年を対象とする社会保障の不十分さ

I 現状分析

5. 大学教育の現状

- ・大学教育機会の拡大と日本的雇用システムの縮小との齟齬
- ・大学教育の多様化と格差化
- ・「入口管理」と「出口管理」の困難さ
- ・早期化・長期化した就活が大学教育を阻害
- ・職業観形成に偏るキャリア教育や就職対策講座などの表相的対処

II 将来展望

1. 基本的な理念

- ・個々人の多様性と尊厳を重んじる公正な社会的諸制度の整備
- ・真の意味で豊かな生活を人々に実現する経済活動の活性化
- ・世界各国との連携協力、その下での地球環境の保全
- ・短期的な施策は長期的方向性と整合的であるべき

Ⅱ 将来展望

2. 目指すべき産業社会のあり方

- ・エリートと単純労働者、正規雇用と非正規雇用との間の分化や格差を縮小し、可能な限り多くの労働者が職業能力を伸長・発揮できるような働き方の構築
- ・そのための鍵となるのが、企業の壁を超えた「専門的な能力」
- ・少子高齢化、低炭素化、グローバル化等の重大な諸課題に対応するためにも新たな専門職種を育成してゆくことが必要

Ⅱ 将来展望

3. 新しい大学教育の姿

- ・2で述べた産業社会を実現するためには、大学の「教育力」と外部社会に対する大学教育のレリバンス(特に職業的レリバンス)の向上が不可欠。それは俯瞰的な社会認識、普遍的な倫理意識、自己の社会的責任についての認識など、シティズンシップ教育の側面を含むもの
- ・大学教育が拡大する中で、一元的階層構造の強化ではなく水平的多様化が求められる
- ・従来の新規学卒一括採用のオルタナティブとなる、大学で身に着けた専門性を尊重する入職ルートの必要性

Ⅱ 将来展望

4. 政府（中央および地方）の役割

- ・縦割り行政を超えて、教育・雇用・産業・福祉の各分野を通じた一体的な政策の必要性
- ・地域の主体的な取り組みを重視しつつ、地域を超えた広域ブロックおよび全国的な連携や協力が求められる

Ⅲ 提言

1. 基本姿勢

日本的雇用システムの変容と大学教育機会拡大との齟齬を直視し、大学と職業とのオルタナティブな関係性を作り出していくことが喫緊に必要

Ⅲ 提言

2. 企業の雇用システム・労働市場に対して

- ・専門的な能力を機軸とする企業内・企業外労働市場の形成と整備
- ・採用や処遇に際して個人が大学教育やその後の経験を通じて身に着けた専門的な能力を尊重
- ・専門的な能力を向上・更新するためのリカレント教育への支援体制の整備
- ・業種や職種ごとの諸団体・組織が職業能力の形成や保証、適正処遇の推進、人とポストのマッチング等に関して果たす機能を拡充
- ・地域に即したキャリアラダー（職務、教育訓練、賃金水準の組み合わせを体系化したもの）の構築

Ⅲ 提言

3. 大学に対して

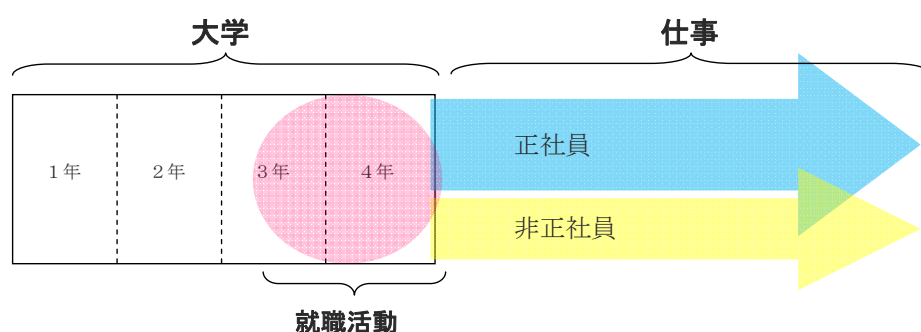
- ・教育の職業的レリバンスについての方針の明示（シティズンシップ教育を含む）
- ・在学中の就労体験・社会体験、リカレント教育など大学と社会との柔軟な行き来の推進
- ・他の教育機関（高校、専門学校、大学院等）との教育内容の接続や連携の拡充
- ・卒業者が習得した内容・水準の明示

Ⅲ 提言

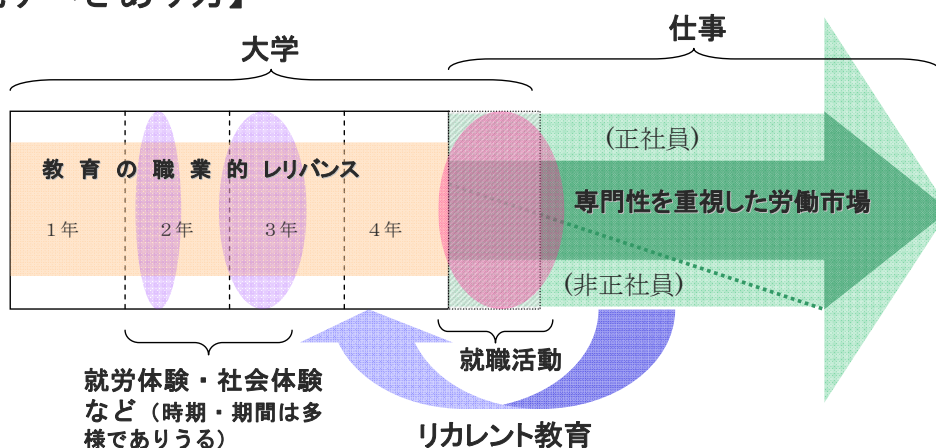
4. 就活問題への対応

- ・早期化の抑制、大学教育修了後の就活の推進(図を参照)
- ・企業の「新卒」要件の緩和
- ・履歴や属性による差別を廃した公正な採用プロセス・採用基準の推進
- ・教育修了者に対する大学および公共的な就職支援の拡充

【現状】



【実現すべきあり方】



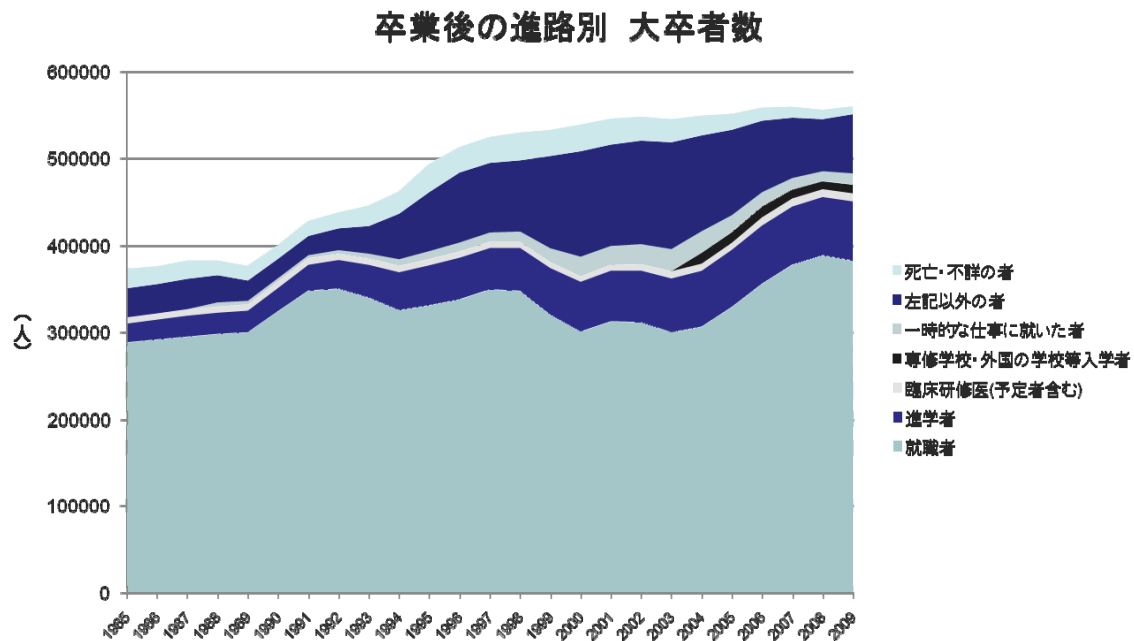
Ⅲ 提言

5. 政府（中央および地方）に対して

- ・大学と企業・労働市場とのオルタナティブな関係性の構築に向けての諸セクターへの働きかけ

参考資料

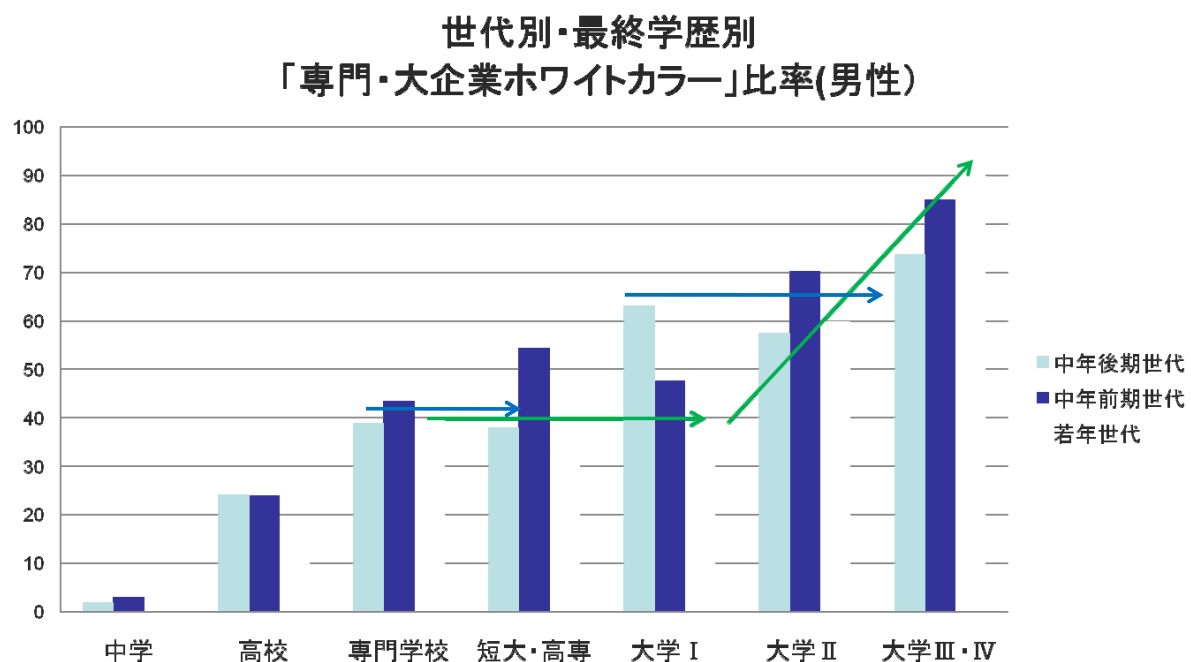
大卒者の増加と 卒業後の進路の不安定化



文部科学省「学校基本調査」

17

出身大学による格差化の進行

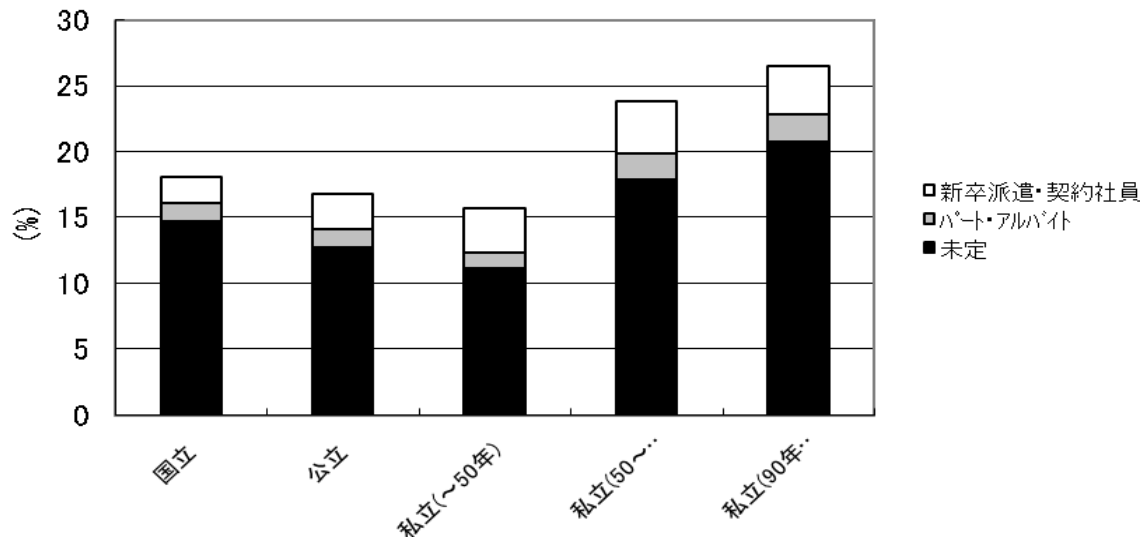


出典: 平沢和司「高等教育拡大期における若年者の学歴・学校歴と初職」『2005年SSMシリーズ11 若年層の社会移動と階層化』

18

出身大学による格差化の進行 (非正社員・未定)

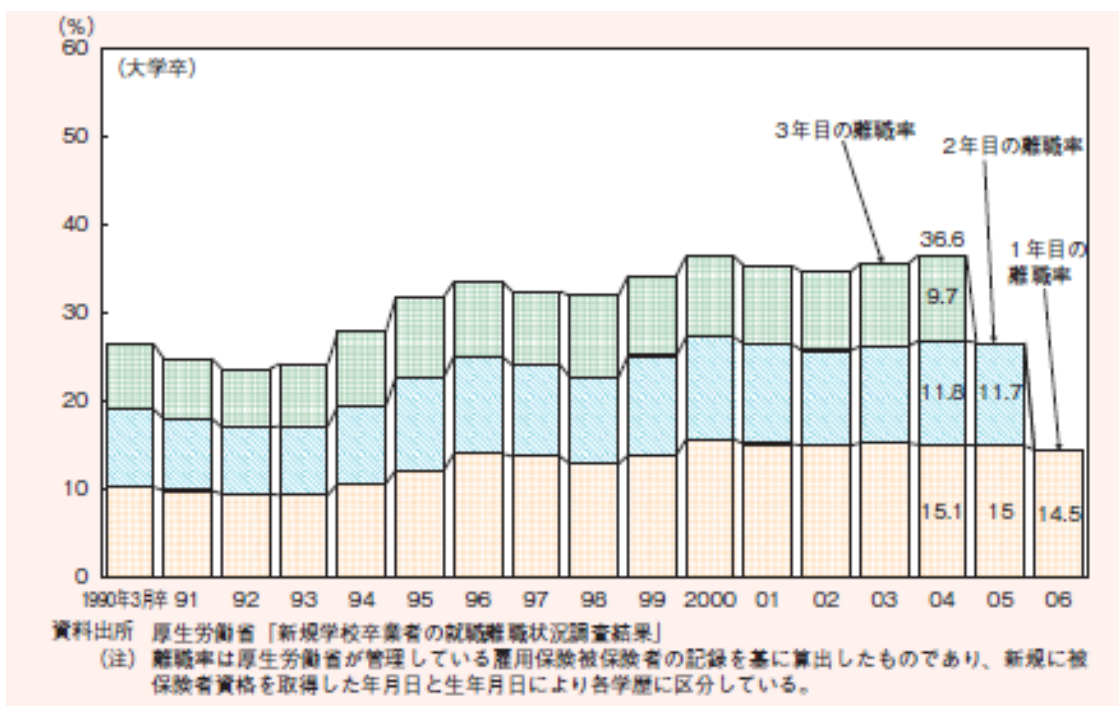
図 設置者・設置年別 卒業後の予定進路
(2006年4月大卒者)



労働政策研究・研修機構、2006、『大学生の就職・募集採用活動等実態調査結果Ⅱ』JILPT調査シリーズNo.17. 19

早期離職率は漸増が続く

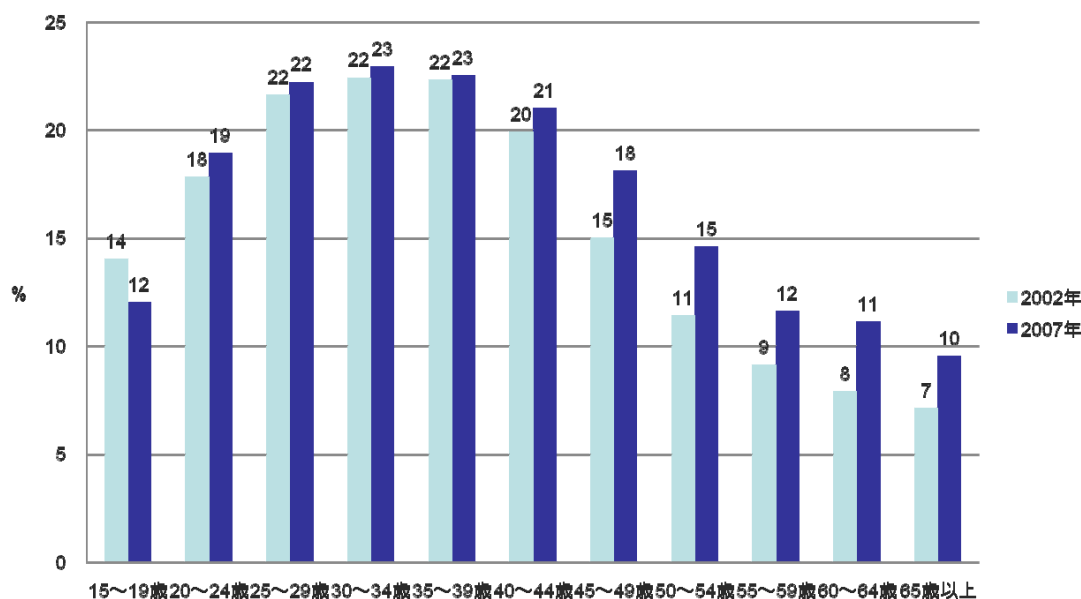
新規大卒者の3年目までの離職率の推移



20

正社員の長時間労働化が進行

年齢階級別週間就業時間が60時間以上の
「男性の正規職員・従業員」の割合(年間就業日数200日以上)



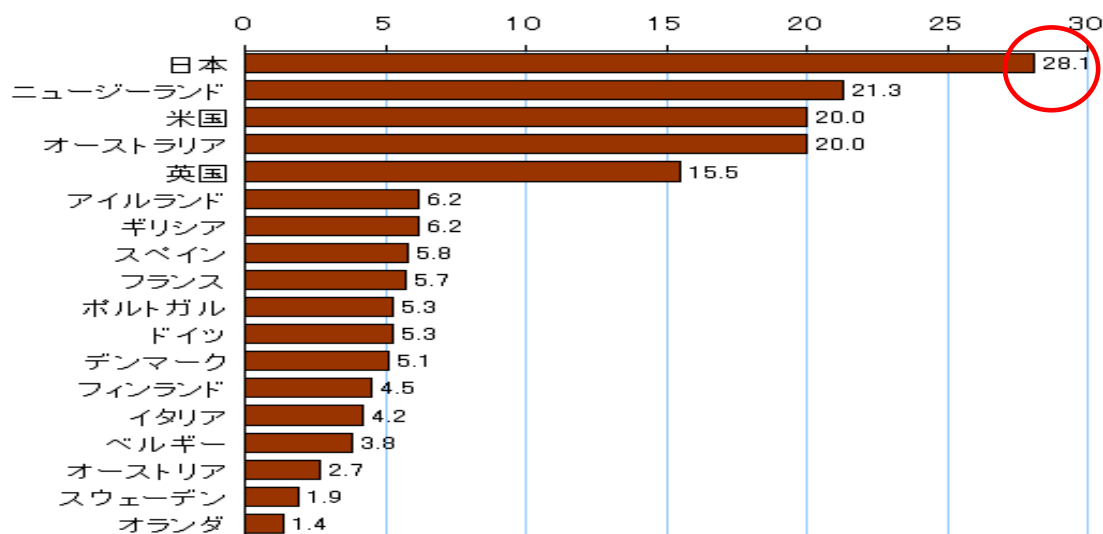
「総務省 平成19年就業構造基本調査 結果の要約」3頁

21

世界的に見ても異様な長時間労働

長時間労働者比率(2000年)

週当たり労働時間が50時間以上の労働者割合(%)



(注) 米国データは1998年。米国と日本は49時間以上働いた比率。

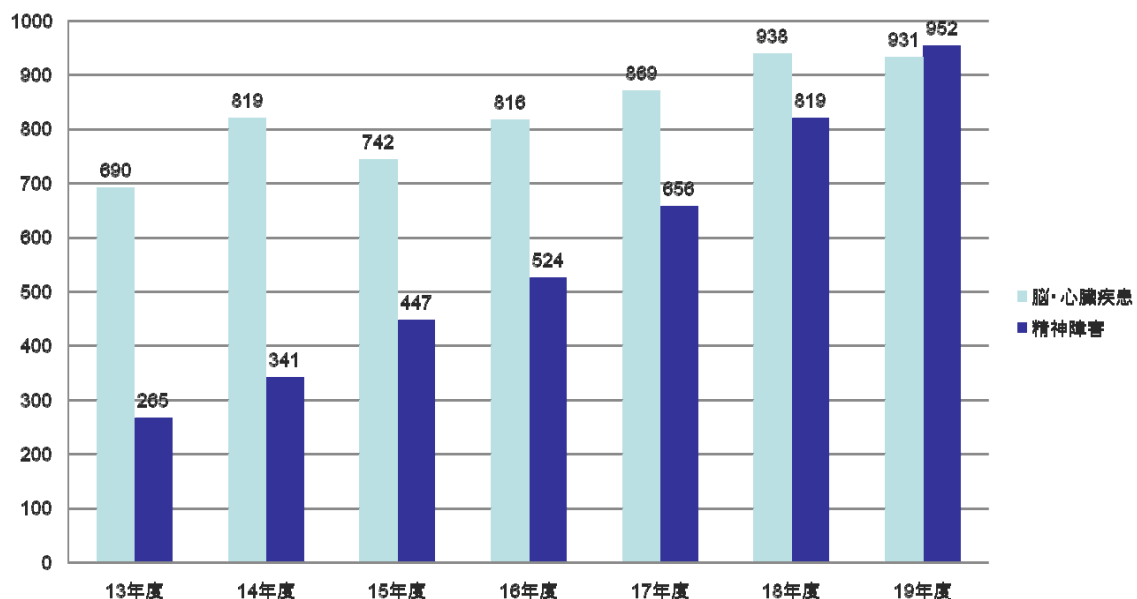
原資料はILO, "Working Time and Workers' Preferences in Industrialized Countries: Finding the Balance" (2004)

(資料) 内閣府「平成18年版国民生活白書」

22

心身を病む労働者の顕著な増加

労働災害請求数の推移



厚生労働省「脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況(平成19年度)について」

23

曖昧で抽象的な採用基準

新規大学卒・大学院卒の採用の際の重視項目別企業数割合

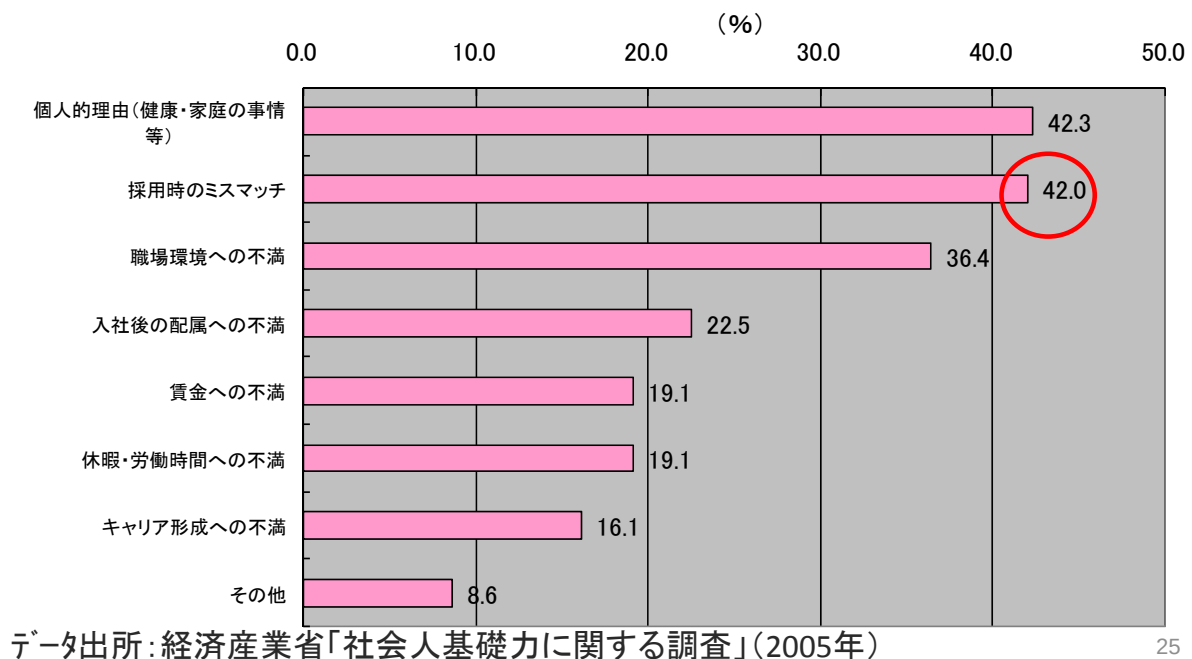
企業規模	新規大学卒・ 大学院卒を 採用内定した企業		専門的知識・ 技能	一般常識・ 教養	学業成績	創造性・ 企画力	語学力・ 国際感覚	理解力・ 判断力	行動力・ 実行力	熱意・ 意欲	コミュニケーション能力	協調性・ バランス感覚	健康・ 体力	その他	無回答
企業規模計	[19.6]	100	20.5	32.1	9.2	12.2	3.2	25.9	31.0	64.0	35.1	30.9	15.8	3.7	0.5
5,000人以上	[94.1]	100	19.9	14.0	1.6	16.5	3.7	24.9	51.7	62.0	62.0	26.8	5.6	1.9	0.6
1,000 ～ 4,999人	[81.2]	100	18.5	21.6	5.5	13.3	3.5	25.1	39.3	62.7	54.7	34.0	10.2	2.2	0.9
300 ～ 999人	[64.3]	100	20.2	31.0	10.5	9.4	5.0	24.7	32.0	63.2	44.0	32.5	15.5	1.2	0.9
100 ～ 299人	[33.8]	100	18.6	33.7	13.1	12.7	3.2	24.8	28.2	67.8	30.8	29.6	17.4	3.6	0.5
30 ～ 99人	[9.0]	100	23.4	34.5	5.3	13.3	1.8	28.1	30.5	60.5	27.6	30.7	16.2	6.1	0.2

データ出所: 厚生労働省「雇用管理調査」(2004年)

24

早期離職をもたらす 採用時のミスマッチ

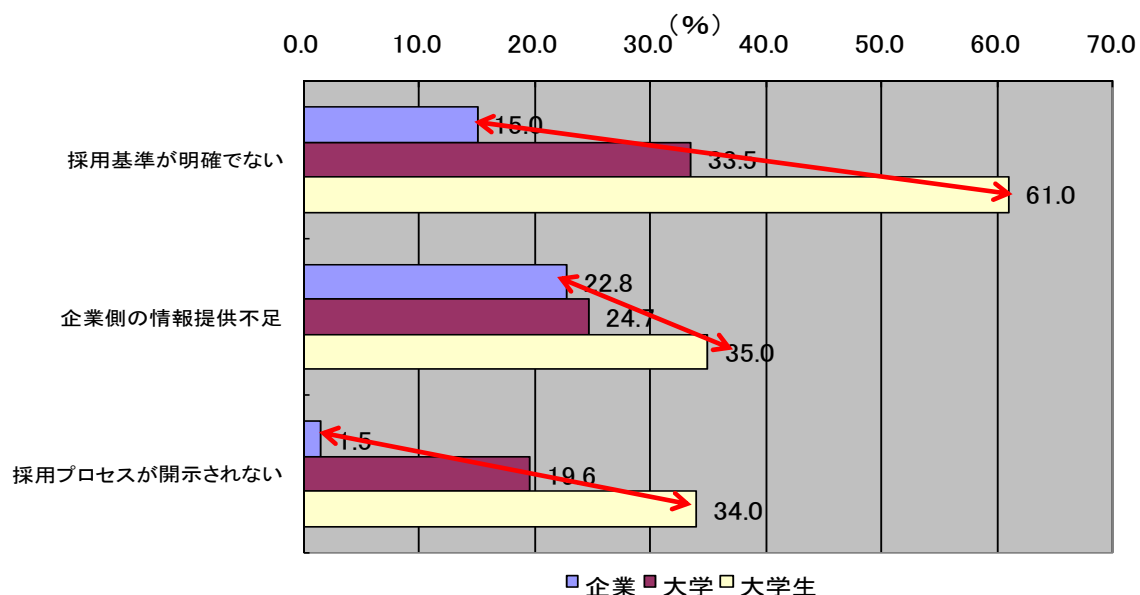
図12 若手社員の早期離職の原因(企業回答)



25

採用時の基準や情報の不十分さ

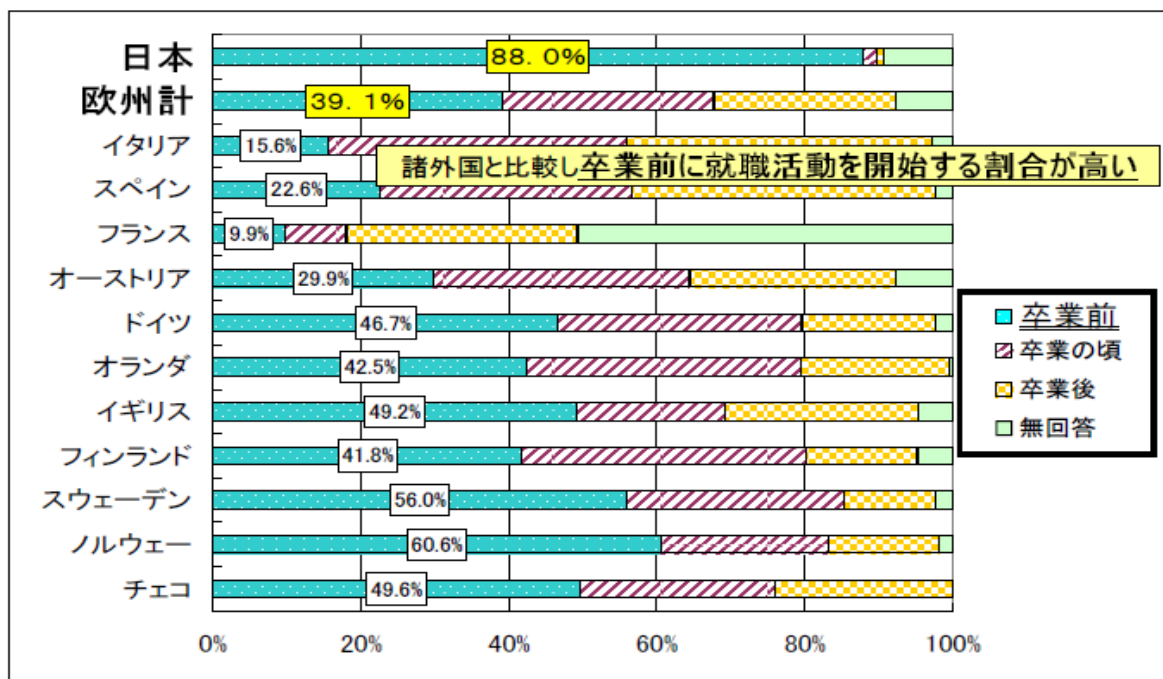
図13 新卒採用プロセスの問題点



データ出所: 経済産業省「社会人基礎力に関する調査」(2005年)

26

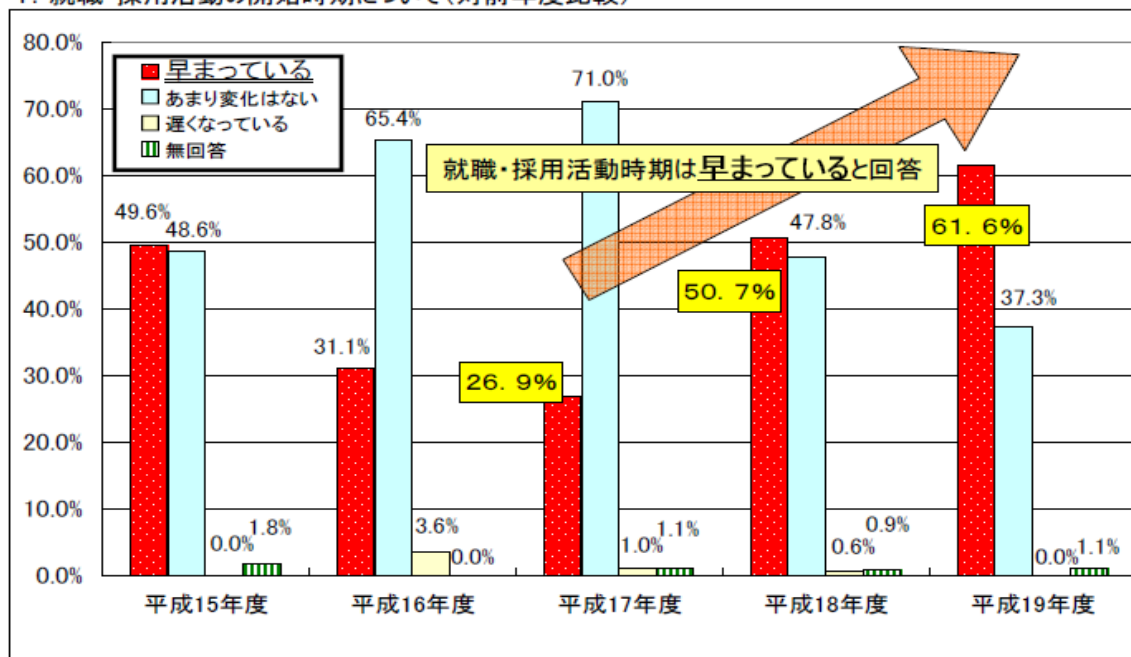
日本の新卒就職の特異性



※独立行政法人 労働政策研究・研修機構(旧 日本労働研究機構)「日欧の大学と職業—高等教育と職業に関する12カ国比較調査結果—」(平成13年3月)

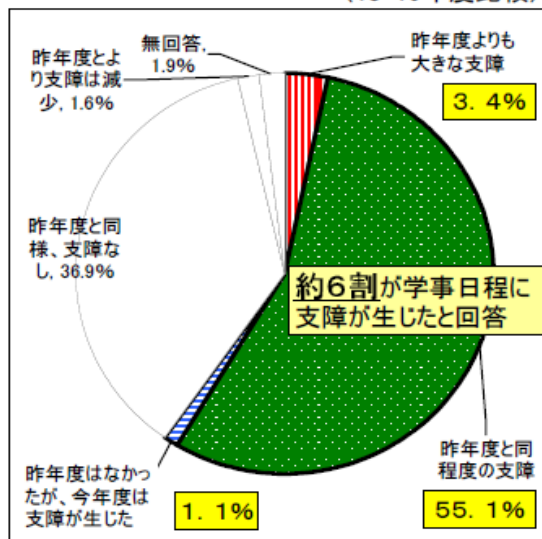
就職活動の早期化

1. 就職・採用活動の開始時期について(対前年度比較)

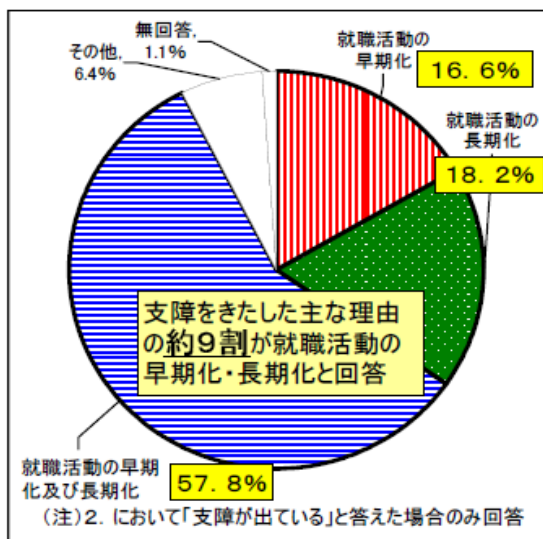


就職活動の学事日程への影響

2. 就職・採用活動による学事日程への影響
(18-19年度比較)



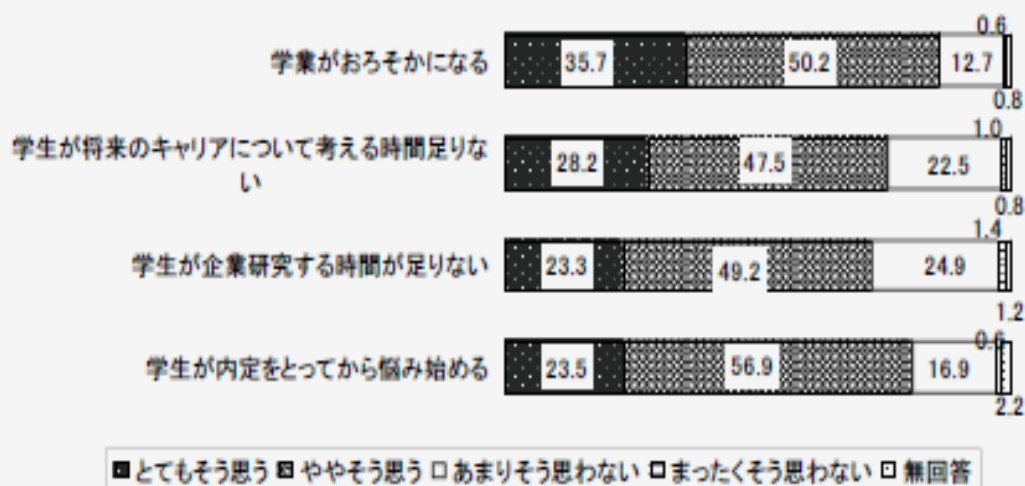
3. 支障をきたした主な理由(18-19年度比較)



※就職問題懇談会「学生の就職・採用活動に関する調査結果の概要」を基に作成。
(調査対象: 国公立の大学、短期大学及び高等専門学校就職指導担当部門職員)

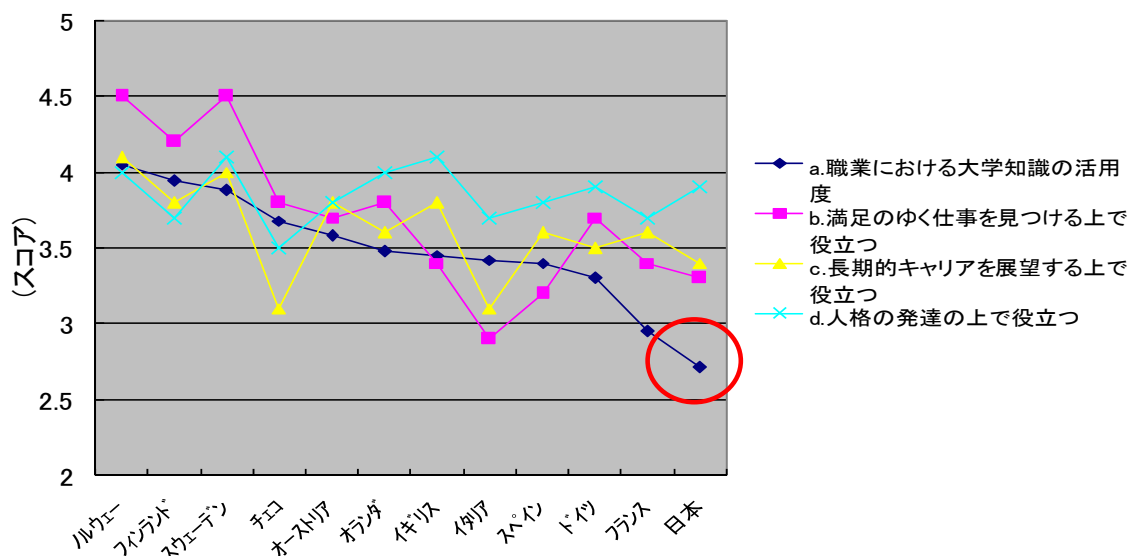
大学の就職担当者から見た 新卒就職の問題点

図表 I-32 現在の採用スケジュールの問題



日本の大学教育の活用度の低さ

図17 大学教育の「職業的意義」の国際比較



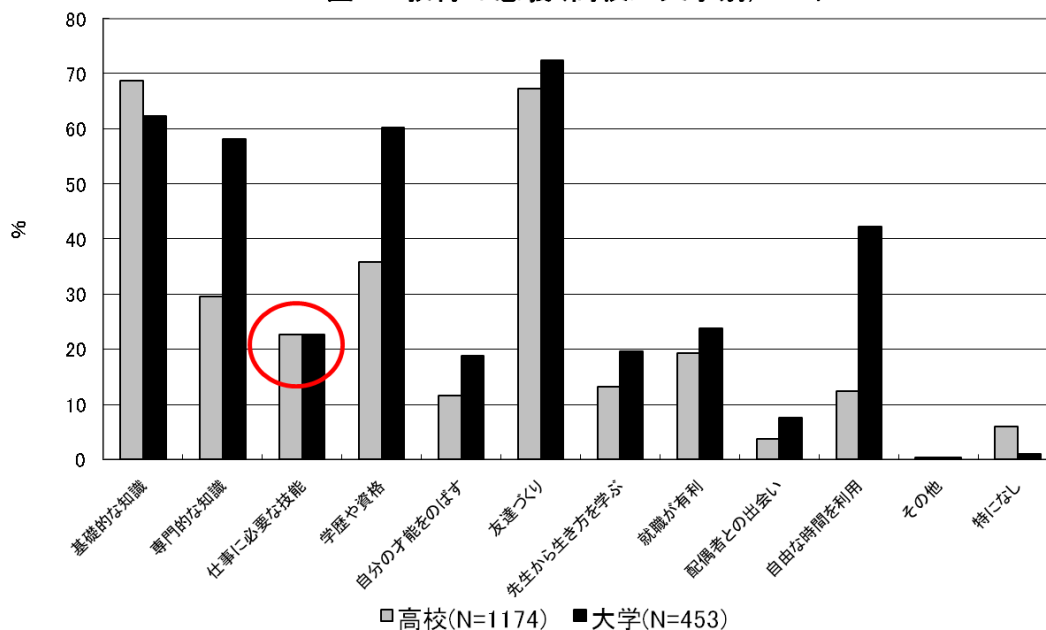
データ出所: 吉本圭一「大学教育と職業への移行」『高等教育研究』No.4,2001

日本労働研究機構『日欧の大学と職業』調査研究報告書No.143,2001

31

高校でも大学でも低い「職業的意義」

図18 教育の意義(高校／大学別, M.A.)

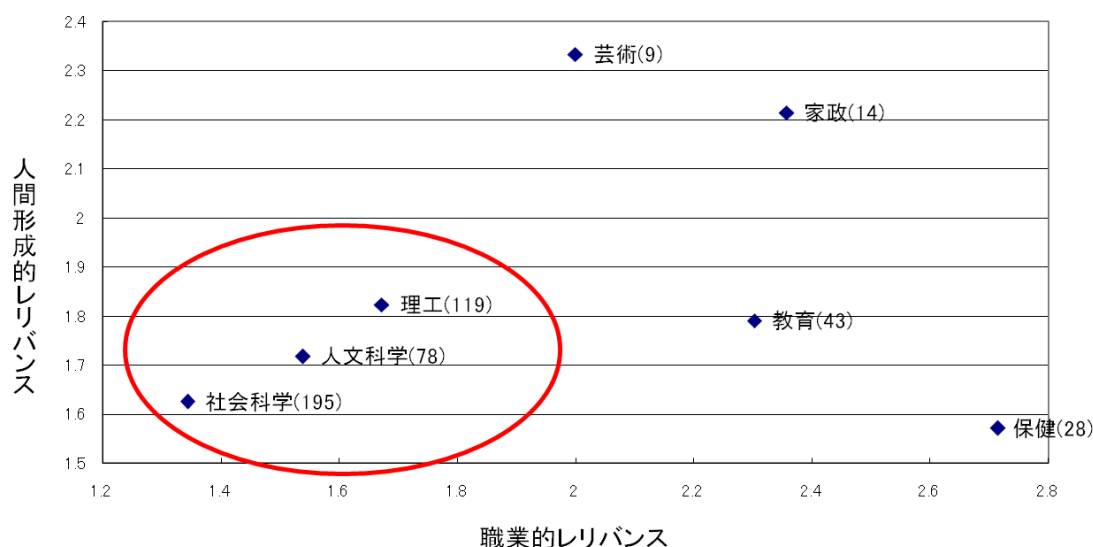


本田由紀「高校教育・大学教育のレリバンス」谷岡一郎他編『日本人の意識と行動』東京大学出版会、2008年

32

専攻分野による「職業的意義」の違い

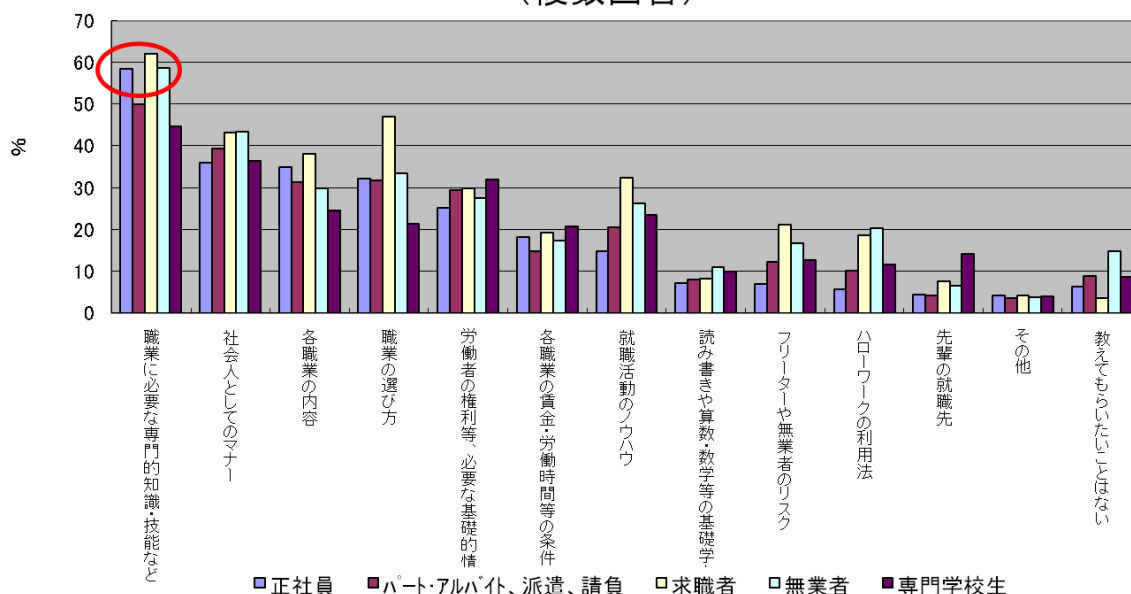
図19 2つのレリバンスに関する大学専攻分野の位置づけ
(大学を最終学歴とする者)



本田由紀「高校教育・大学教育のレリバンス」谷岡一郎他編『日本人の意識と行動』³³
東京大学出版会、2008年

若者は「職業的意義」の低さに不満

図20 学校生活を通じてもっと教えて欲しかったこと
(複数回答)



資料出所: (株)UFJ総研「若年者のキャリア形成に関する実態調査」(2004年厚生労働省委託調査)、厚生労働省『平成20年版労働経済の分析』118頁

大学におけるキャリア教育の内容

図表2 キャリア教育の授業内容の分類

科目分類	内容領域	授業内容
大学生生活導入系	大学生生活適応支援	大学生の時間割、学生生活の過ごし方、大学時代にチャレンジしたいこと
	スタディスキル	レポート・論文の書き方、学習生活の設計、情報の収集・検索・整理・活用
	コミュニケーション力	コミュニケーション基礎、プレゼンテーション、文章表現、文章作成の仕方
社会理解系	社会マナー	マナー講座、ビジネスマナーの知識と実践、社会人としてのマナーの知識と実践
	働くことの意味	職業と私、私の仕事観、職業とは何か、働くことの意義
	企業・業界理解	企業の組織と仕事、各業界の動向と企業研究、会社の知識
	インターンシップ	企業から見たインターンシップ、インターンシップ講座
キャリア開発系	自己理解	自己分析の必要性と方法、自己分析、自分研究
	キャリアデザイン	キャリアデザインをする、ライフプランとキャリアプラン、人生をいかに生きるか
就職対策系	就職活動対策	就職準備への心得、就職活動スケジュール、エントリーシート作成、面接実践対策
	一般知識・常識	経済用語と基礎的な経済知識、政治分野の時事用語解説、一般常識講座

◆広すぎる概念、雑多な課題

- ・導入教育，初年次教育
- ・ソーシャルスキル・トレーニング
- ・基礎教育
- ・就職対策

松高政、進研アド『BETWEEN』
2004年12月号

35

「大学教育についての産業界の考え」

梶井 勝人(日本ユニシス株式会社)

【ご参考資料】

社団法人 経済同友会「教育問題委員会」提言(概要) 2009 年 2 月 2 日

18 歳までに社会人としての基礎を学ぶ

—大切な将来世代の育成に向けて

中等教育、大学への期待と企業がなすべきこと—

国民生活：グローバル化が浸透

国民一人ひとりがグローバル化に対応できる力を身につける

磐石な日本の教育システムの構築(円滑な接続)

中等教育までの教育

<現状認識>

<中等教育までの教育の傾向>

- ・各教育段階での役割が不明確、相互の有機的な接続が円滑に行われていない
- ・公教育の改革の遅れ

<高等学校の傾向>

- ・大学合格が目的化
- ・大学入学試験対策偏重のカリキュラム
 - 早期受験対策の細分化コースの設定
 例) 国立大学理系コース、国立大学文系コース
 私立大学文系コース、私立大学理系コース等
- 本来、学ぶべきことが質、量共に学べていない

<背景>

少子化、進学者数の減少、大学・学部数の増加
 ↓
 全入時代へ(進学率55%超)

<大学入試の傾向>

- ・大学の定員割れによる経営難
 - 優秀な学生(質)の確保、
 - 学生数(量)の確保
 に苦慮する大学が増加
- ・大学入学試験の多様化
 - ① 試験科目数の減少 → **知識の偏り**
 - ② 学力不問の試験の増加 (推薦入試・AO入試の導入の増加) → **学習意欲の低下**

大学

<大学の傾向>

- ・大学の教授から、学生の学力低下の声が聞かれる
- ・大学入学時に大学で学ぶための基礎力がついていない(補講を行うなどの対策をとる大学もある)
- ・入学、卒業ともに容易な大学の増加
- ・大学卒業時の実力がわからない
- ・就職活動の早期化は学生の勉強の時間を阻害

→ 学力が担保がされず、質の保証のされていない人材が社会に多く輩出

これまで一定の役割を担ってきた大学入学試験・大学のあり方が変化し学力の担保が困難になった

日本の教育水準の低下と学習意欲低下の懸念、教育・学力のM字型傾向の懸念

グローバル社会で生きていくために必要な最低限の力の習得さえ十分ではないのが現状である

<提言>

18歳までに社会人としての基礎を身につけ、より高い意識を持って社会に、あるいは大学に進学する

18歳までに社会人として必要な基礎力を身につける

- ・進学率が98%を超える高等学校を基礎作りの最終段階とし、その存在意義を問い直す必要がある
- ・高等学校までに学ぶべき要素を明確にし、出来る限り多くの教科を学び、知識を得、様々な経験を積む→大学の価値を決定づける入学者の質を一定の水準に維持することに繋がり、また大学入学後に伸びる人材を生み出す土壌作りが期待できる
- ・自ら学ぶ習慣をつけ、将来のことを考え、人生の輪郭作りを行う

※経済同友会では2007年3月に18歳成人論を提言

【中学校・高等学校への期待】

基礎力を身につける方法とは

- 教育環境の整備
 - ・学生が学びやすく、教員が力を発揮できる環境の整備
- 教員のモチベーションの向上
 - =生徒の学習意欲を高めるための動機づけ
- 学校における目標設定と評価
 - ・学校長を経営者と位置づける
 - ・学校長の責任と権限の明確化により現場の活性化につなげる(校長への支援や教育委員会のあり方も要検討)
 - ・教員の評価と処遇
 - 学校長は評価のフィードバックを行い、評価に見合った処遇と次へのチャレンジを示し、目標達成のためのPDCAサイクルを確立する
 - ・学習指導法の向上
 - 生徒に学ぶ楽しさを教える。「なぜ?」と探求し、本物に触れる授業の充実が重要であり、企業も協力できる場面は多い。このような授業を用意したり実践できる教員の養成が必要

<18歳までの成果を評価する仕組みの構築>

- ・卒業試験の実施(全員が全科目を受験)
- ・内申書、調査書の内容の充実

【大学への期待】

18歳までに身につけた社会人としての身につけるべき基礎力を更に発展させるために

<大学入試のあり方>

大学のポリシーにあった独自の入学試験を行う

- ・求める学生像の明確化
- ・高等学校までに学んだことを尊重し評価する
- ・推薦入試・AO入試の見直し
- ・適正な学生募集枠の設定

- 大学の存在意義と役割の明確化
 - ・「教養教育中心型」「教養教育に加えて専門領域の高度な水準を目指す研究型」のいずれかに役割を定める
 - ・戦略的な人材育成を役割として担う大学への期待
 - ・地方大学の将来の地方活性化に資する人材育成への貢献
- 明確なビジョンに基づいたカリキュラムの作成
 - ・ゼミナール形式の授業の重要性
 - ・卒業論文の必須化
- 学生の質の保証
 - ・卒業資格の厳格化
 - 学生の学習意欲の向上、卒業時の実力が高められる

学生の質が保証できず社会の期待に応えられない大学は自ずと淘汰されていくであろう

<大学の入学時期を9月にする検討>

経済界が出来ること(従業員の殆どが親であるという観点から)

- 企業が間接的に支援できること
 - ・CSRの一貫として教育に取り組む
 - ・テレビ番組スポンサーの見直し
 - ・意義ある寄付やNPOへの支援
- 企業が直接的に支援できること
 - ・キャリア教育の支援(職場体験やインターンシップ)
 - ・専門分野に関連する実験や体験授業の実施
 - ・マネジメントに関わる支援

- 採用に関して企業がなすべきこと
 - ・採用活動は学生が卒業まで勉学に専念できるよう配慮する
 - ・採用の早期化による様々な弊害をしっかりと見定め、早期化の是正は社会の要請とすべきである
 - ・青田買いの弊害の根本的な解決に向けて通年採用を推進し、多様化を測る
 - ・求める人材の情報を明確に発信し、不合格になった際はその理由を的確に伝える
 - ・企業は学生の入社後の活躍を大学にフィードバックし相互理解を得る
 - ・インターネットによる採用活動の変化により、企業の実態を知るための対話の場が極端に減っているため、改善が必要である
 - ・便利なシステムが就職活動の早期化を助長している面も否定できず、就職支援サービスを提供する企業も学生への配慮を忘れてはならない

- 従業員が教育への関心を高めるための支援
 - ・企業人としての高い倫理観の醸成
 - ・ワーク・ライフ・バランスの実現
 - ・教育休暇の制度化
 - ・女性の働きやすい職場環境づくり

質保証システムを如何に構築するか

国際基督教大学

北原和夫

09/11/23公開シンポジウム

大学教育の質保証のシステム

天野郁夫氏のまとめ(7/25シンポジウム「大学教育への問いとその将来を考える: 質保証の全体像を探る」: 三つの保証のメカニズム

- 1) 大学設置基準: 設置の際のチェック→規制緩和
- 2) 大学入試科目: 英数国社理→少数科目
- 3) 専門分野の枠組み: 構造化されたカリキュラム→「学際化」による基礎科目の流動化

従来の質保証システムの崩壊

新しい質保証システム

- 1) **大学評価：認証評価制度**、膨大な資料作成、評価基準への適合状況の確認、大学の個性化とは逆方向に働くおそれもある。
- 2) **大学の自律的な質保証**：教育課程編成上の参照基準を、大学コミュニティ、学術コミュニティが策定し、それを参照しながら、各大学が建学の伝統精神、人的物的資源、学生の資質を考慮して、最善のプログラムを実行する。

保証すべき質とは？

- 21世紀の持続可能な世界の構築に向けて協働するための知性を涵養する。
- 学びの「基本」、「核心」：当該分野について、すべての教育課程（大学を超えて）において共有できるもの
- 「世界の認識の仕方」と「世界への関与の仕方」

なぜ学びの基本を共有しなければならないか？

- 持続可能性が世界的課題であるが、一学問分野の専門家だけでは担えない。
- 技術だけでなく、社会システムの変革も必要。分野、国家、階層などの差異を超えて協働することが必要。
- すなわち、「協働する知性」が重要。「協働」「社会連帯」が21世紀型教養。古典的教養は、イメージの共有を可能とすることにより、「協働」につながる。

大学の役割

- 大学は社会から孤立した存在ではなく、入口の初等中等教育との接続、出口の職業との接続を見据えた教育課程の編成が求められる。むしろ、人材育成の視点から、入口、出口に向けて発信すべき。
- 参照基準が大学教育課程の編成の基本となれば、初等中等教育との接続である入学選抜の仕方も変わる。
- 産業界の雇用においても、参照基準が、大学との共通理解の基本となる。

「協働する知性」に向けて

- 21世紀の「協働する」人材の育成のデザインと実行という責任は、初等中等教育から職業への継続点である大学のコミュニティが負うべきものであり、また、大学・学術コミュニティ自体が社会とも「協働」すべきである。
- 「大学評価」とは別の、実質的質保証となるような「説明責任」の取り方。大学コミュニティとして、また、個々の大学として。

英国QAA

Quality Assurance Agency

- Benchmark statements 約60科目について数ページに教育の基本的内容を明示する。
 - 例えば「物理学」の項では、「物理学とは観察、理解、自然現象、人工物・システムの動きの予測に関するものである。そして、もっとも重要な現代の現実的、環境・技術の課題についての深い問いをあつかう。」
 - 「歴史学」の項では、「人々が過去の状況の中でいかに生存し行動したかを共感をもって理解する。」
- (広島大学高等教育研究開発センター訳「学位に関するベンチマークステートメント」)